

「第2期 さいたま子ども・青少年のびのび希望(ゆめ)プラン」

進 行 管 理 表

【 その他事業 】

【様式2】 その他事業

R2年度評価基準 A:達成率90%以上 B:達成率70%以上90%未満 C:達成率70%未満  
R3年度以降の方向性 ア=廃止 イ=縮小 ウ=継続 エ=拡大 オ=終了

事業番号	事業名	事業概要	指標	単位	実績			今年度目標	R2年度評価・事業実施内容・成果	新型コロナウイルス感染症拡大の影響等			課題及び解決策	R3年度の事業展開	R3年度以降の方向性	所管
					R2	R2達成値	R2年度別評価			R3	事業への影響の有無	影響の内容(有の場合)				
4	産婦健康診査・産後のケアの充実	産婦健康診査の費用(1回分)を助成し、産婦健康診査の結果、支援が必要な産婦に対し、身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母子とその家族が健やかな育児ができるよう産後ケア等の支援にむすびつけます。	産後ケア事業利用者の育児不安が「軽減した」もしくは「ある程度軽減した」人の割合	%	87	99.5	A	88	令和2年10月から訪問型の他に、新たにデイサービス型・宿泊型産後ケア事業を開始しました。事業対象者へは、母子健康手帳交付時・ホームページ等で周知を行いました。申請は、窓口・郵送での受付の他、電子申請による申込みができるようにしました。サービスの選択肢を拡大した結果、サービス利用者は増加しました。利用者への調査結果では、99.5%が育児不安が軽減もしくはある程度軽減したと回答していることからA評価としました。	無	—	—	引き続き、ホームページやチラシ等を活用し、対象者へ事業の周知を行っていきます。また、R3年度に実施施設が増えたことから、サービスの質を確保し円滑に事業を実施するために、実施施設との連携を強化していきます。	ウ	地域保健支援課	
5	出産前教室事業	初産の妊婦とその夫等を対象に、母体の健康の保持・増進、育児知識の習得、妊娠中の交流の場の提供など、妊娠・出産・育児に関する情報を提供し、協力して育児に取り組むことができるよう、講義や実習を行います。	出産前教室のアンケートにおける理解度	割合(%)	95	98	A	95	各区の実情に沿った内容・実施方法で運営しました。新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮し、4月は10区で事業を中止しましたが、個別相談に応じたり、資料送付することで妊娠・育児に関する知識普及に努めました。また、抱っこやおむつ交換、沐浴、産後うつに関する動画を市ホームページに掲載し、一部の区ではオンラインにて事業を実施するなどコロナ禍においても育児知識の習得や母体の健康の保持・増進が図れるように工夫しました。開催分の事業後アンケートでは「役に立った」「理解できた」と回答を得られた割合が目標値を超えたため、A評価としました。成果 実施回数:108回 実人数:2975人	有	感染拡大防止のため教室を中止したり、定員数を減らしました。	抱っこやおむつ交換、沐浴、産後うつに関する動画を市ホームページに掲載し、一部の区ではオンラインにて事業を実施するなどコロナ禍においても育児知識の習得や母体の健康の保持・増進が図れるように工夫しました。	課題としては、感染拡大防止対策等で教室中止や定員数を減らした場合、教室に参加できないことに対して不安を訴える妊婦がいることが考えられます。解決策としては、引き続き、妊娠・育児に関する知識普及等に影響がないよう抱っこやおむつ交換、沐浴、産後うつに関する動画や資料を案内することや教室のオンライン開催、個別対応など各区の状況に応じて講義内容等を見直して実施していきます。	新型コロナウイルス感染拡大防止対策を実施した上で、各区の実情に応じて実施回数や定員数等を検討し、母体の健康の保持・増進、育児知識の習得、妊娠中の交流の場の提供など、妊娠・出産・育児に関する情報を提供し、協力して育児に取り組むことができるよう、講義や実習を行います。また、令和2年度に作成した抱っこやおむつ交換、沐浴、産後うつに関する動画を案内していきます。	ウ	地域保健支援課
6	不妊治療支援の充実	不妊・不育に悩む夫婦に対し、精神的・身体的・経済的負担の軽減を図るために、妊娠や不妊・不育等に関する正しい情報の提供・知識の普及啓発、専門相談、特定不妊治療費等の一部助成を行います。	事業への協力大学の件数	件	3	0	C	3	若い世代に焦点を当てた効果的な普及啓発活動を展開するため、市内大学の協力を得て、大学構内や学園祭等での啓発を計画していましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、大学での授業が開講されなかったことやリーフレット等の配架が感染拡大を拡大してしまうことなどから、当初予定していた計画が実施できなかったため、C評価としました。しかし、市報やツイッター等のSNSの活用、電光掲示板等、その他の広報媒体を用いた普及啓発を行うことで、18歳～29歳の不妊症を「知っている」という割合が74.9%と前年より6.5%増えました。	有	市内の大学における授業や学園祭が中止となったため、リーフレットの配布を見送りました。	新型コロナウイルス感染症拡大を受け、窓口におけるリーフレットの配架等も撤去している状況です。さいたま市のツイッターやデジタルサイネージ等のコンテンツを活用し、対応しました。	若い世代からのアンケート内容の中には、「もっと早く不妊・不育について知りたかった」「ツイッターだけでなくもっと広報に力を入れて必要な人に情報が届くこと、良い」等の意見があり、より効果的な啓発や周知方法を強化する必要があります。	引き続き、若い世代への啓発、特に働き始めの若手社員などに対し、自身の健康やライフイベントなどを考えるきっかけを提供できるよう、発信していきます。	ウ	地域保健支援課
7	乳幼児健康診査事業及び幼児歯科健康診査事業	乳幼児の育児支援及び疾病等の早期発見のため、各種健康診査を実施します。また、乳幼児健康診査及び幼児歯科健康診査後の保健指導や、乳幼児健康診査未受診フォローを行います。	受診率(乳健:3歳児健診の受診率、歯科:各歯科健康診査受診率の平均)	%	(乳健)92.7 (歯科)83.0	(乳健)96.4 (歯科)85.8	(乳健)A (歯科)A	(乳健)92.8 (歯科)83.1	令和2年度の目標としていた乳幼児健康診査受診率92.7%及び幼児歯科健康診査受診率83.0%を超えたため、A評価としました。各種乳幼児健康診査の中で比較的低い3歳児健康診査及び幼児歯科健康診査については健康診査期間終了2か月前の時点で未受診児に対して、再度個別にはがきを送付し、受診勧奨を行いました。受診期間を過ぎて未受診であった児のフォロー(いわゆる未受診フォロー)については、アンケート送付や、訪問・電話などで状況を確認しています。訪問等で状況を確認しても居住実態が把握できていない児については、虐待のリスクも含めて検討し、フォローを行っています。	有	緊急事態宣言発令期間中は受診控えがあり、宣言解除後に控えていた方が集中して受診するといった、月ごとの受診率に大幅なばらつきが見られました。	令和2年4月に乳幼児健康診・幼児歯科健康診実施医療機関へ感染防止対策を講じた上で、健診を継続する旨の通知を出しました。	受診率を維持するため、引き続き個別の受診はがき送付や市報や医療機関・保育園等でのポスター掲示に加えて、3歳児健康診査・3歳児歯科健康診査のポスターを作成し、市内の民間企業とも連携した啓発を行います。未受診フォローについては、虐待のリスクを検討するとともに、各関係機関と連携を図りながら対応をしていきます。	乳幼児健康診査、幼児歯科健康診査とともに、受診率は大きく下がることがなく維持・向上傾向となっているため、医療機関や保健センター、包括連携協定締結企業等との連携をより強め、健診の啓発や健診未受診者への受診勧奨を行っています。	ウ	地域保健支援課
8	乳幼児発達健康診査事業	乳幼児健康診査・育児相談などで、身体発育・精神言語発達等について、専門医等によるスクリーニングが必要と判断された乳幼児を対象に健康診査を行い、疾病の早期発見及び発育・発達の支援に努めます。	実施回数	回	159	174	A	159	令和2年度の目標としていた実施回数159回を超えたため、A評価としました。予約に空きがある場合は、各区で連絡・調整を行い、居住区外のケースも積極的に受け入れ、児の年齢や発達状況を総合的にアセスメントして、適切な時期に受診できるように対応しました。	無	—	—	定員充足率(延人数/年間定員計画数)は93.0%でしたが、待機者もいる状況でした。また、待機期間は、3か月以上が19.5%でした。定員充足率を上げつつ、待機期間が短くなるように引き続き実施方法の見直し等に努めていく必要があります。	引き続き、区の実情に合わせて実施します。予約に空きがある場合は、各区で連絡調整を行い、予約待ちの短縮や効率化を図ります。現状の待機期間を把握し、今後の実施回数を検討していきます。	ウ	地域保健支援課
9	子育て支援医療費助成事業	少子化問題への対策及び子育て家庭の経済的負担の軽減という観点から、乳幼児・児童の健やかな育成を図り、次世代を担う子どもたちを安心して生み育てることができる環境づくりの推進に資するため、乳幼児・児童にかかる健康保険各法に規定する保険診療一部負担金を助成します。	支給資格登録率	%	99.5	99.7	A	99.5	0歳から中学校卒業前までの乳幼児・児童に対し、医療費の一部負担金の助成を行いました。また、登録申請漏れを少なくするよう、機会を捉えて制度案内を実施しました。結果として令和2年度の達成値は99.7%となり、目標である99.5%を超えたため、A評価としました。	有	区民まつり等における啓発活動が予定していましたが、実施できませんでした。	関係庁舎への啓発チラシ配架依頼など、代替手段を検討して実施しました。	令和2年度は減少しましたが、医療費助成額が毎年度増加する傾向にあることが課題として挙げられます。解決策として、ジェネリック医薬品使用率の向上など、医療費適正化に向けた啓発を実施していきます。	0歳から中学校卒業前までの乳幼児・児童に対し、医療費の一部負担金の助成を行います。併せて登録申請漏れを少なくするよう、機会を捉えて制度案内を実施していくとともに、医療費適正化に向けた啓発を実施していきます。	ウ	年金医療課
10	育児相談事業	子どもの発育・発達を促し、保護者の不安の軽減を図るため、適切な保健指導を行います。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	緊急事態宣言等で中止した区もありましたが、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、各区の現状や利用者の利便性に合わせて実施したため、A評価としました。	有	教室を中止したり、感染防止対策として予約制を導入したことで参加者数が減少しました。	電話やオンライン、個別面接で対応することにより、児の発育発達を確認し、保護者の不安軽減を図りました。	新型コロナウイルス感染症予防対策のため、事業の中止や定員数を減らすことで、タイムリーな相談ができない場合、随時電話相談、オンライン相談、個別相談で対応します。	引き続き、新型コロナウイルス感染症予防対策を講じ、各区の実情に合わせて実施していきます。また、必要時、個別相談で対応します。	ウ	地域保健支援課

【様式2】 その他事業

R2年度評価基準 A:達成率90%以上 B:達成率70%以上90%未満 C:達成率70%未満  
R3年度以降の方向性 ア=廃止 イ=縮小 ウ=継続 エ=拡大 オ=終了

事業番号	事業名	事業概要	指標	単位	実績			今年度目標	R2年度評価・事業実施内容・成果	新型コロナウイルス感染症拡大の影響等				所管		
					R2	R2達成値	R2年度別評価			R3	事業への影響の有無	影響の内容(有の場合)	対応状況		課題及び解決策	R3年度の事業展開
11	子育てに関する教室事業	子育てに関する教室を実施し、育児に関する情報や親同士が交流する場を提供することで、育児不安の軽減を図るとともに、乳幼児の健やかな発育発達を支援します。	育児学級参加時の理解度	%	80	98	A	82	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じながら各区の実情に沿った内容・方法で運営しました。教室中止期間中は、必要時個別で相談対応しました。 開催分の事業後のアンケートでは、内容について「理解できた」「やや理解できた」と回答を得られた割合が目標値を超えたため、A評価としました。	有	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じたため、年間定員数が減少しました。緊急事態宣言時など教室を中止した期間もあり、実施回数が減少しました。	各区の状況に応じて、オンラインでの開催等、実施方法の変更、開催時間の短縮、内容の変更など新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じながら実施しました。緊急事態宣言等では中止した区もありました。	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じながらも、教室の目的に沿った運営をしていく必要があります。また、教室の内容を変更するため、随時市民へ周知をしていく必要があります。 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等、これまでの実績や各区の実情・感染状況も踏まえ、実施方法や内容等を随時検討し、教室を運営していきます。また、タイムリーにホームページを更新し周知していきます。実施できない場合は、必要時個別相談対応等で支援していきます。	ウ	地域保健支援課	
12	母子訪問指導事業	妊婦や乳幼児の保護者の育児不安の軽減や健康増進及び乳幼児の発育発達を促すため、また虐待予防を視野に入れ、保健師等が訪問し相談・支援を行います。	①母子訪問延人数	件	11,500	11,380	A	11,500	新型コロナウイルス感染症を恐れて家庭訪問を控える対象者がいましたが、各区が感染拡大防止策を講じ、家庭訪問に対する感染拡大の不安軽減を図りました。また、関係機関との連絡を密にとりながら、家庭訪問以外の方法で状況把握に努めました。 母子訪問延人数は11,380人、未熟児訪問実施率は79%で、ともに目標値に近い実績だったため、A評価としました。	有	感染を恐れて訪問を断ったり、延期を希望する対象者がいました。	訪問を希望しない対象者にはそれに代わる方法として面接や電話相談で対応しました。また、虐待発生のリスクが高まることを視野に入れて関係機関と連絡をし、育児状況の把握や安否確認を実施しました。	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家庭環境の把握が難しくなっている上に特定妊婦等の虐待予防を観点とする訪問件数も増えているため、より一層関係機関との連携強化が必要です。	引き続き感染拡大防止策を講じながら、家庭訪問に限らず面接や電話相談等で状況に応じた支援を実施します。また、虐待発生の予防や早期介入のために関係機関との連携強化を図り、各家庭への有効な支援に努めていきます。	ウ	地域保健支援課
			②未熟児訪問実施率	%	85	79.3	A	85								
13	思春期保健事業	心身ともに成長が著しく、人格形成にとって重要な時期である思春期において、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう命の大切さや性に関する正しい知識の普及、情報提供を行い、自ら考える機会を設けることで、自尊心を高めるとともに、自己決定する力を高めることを目的とし実施します。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	令和2年度は、思春期保健教室について、小学校での教室を9件、中学校での教室を8件実施し、2,272人を対象に、命の大切さや性に関する正しい知識の普及、情報提供を行ったためA評価としました。思春期保健情報交換会については新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施できませんでした。	有	思春期保健情報交換会を実施しませんでした。また、思春期教室について、予定日に実施できない学校がありました。	感染予防対策を徹底したうえで、実施形態の変更や日程の変更等の調整をし、思春期保健教室を実施しました。	思春期保健教室は令和2年度17校で実施しました。令和3年度は18校で実施予定ですが、市内小・中・高校等の一部での実施しかできていません。今後の思春期保健教育の在り方について検討していく必要があります。教育部門との連携や協力が必要な状況です。	令和3年度は18校で思春期保健教室を実施、思春期保健に関する連携会議として情報交換会を1回実施する予定です。情報交換会の中で思春期教育における課題や今後の方向性について検討する予定です。	ウ	地域保健支援課
16	認定こども園の普及	幼稚園が多い本市の特徴に鑑み、既存幼稚園の受入枠を活用しつつ保育の受け皿を拡大するため、既存幼稚園の幼保連携型認定こども園や幼稚園型認定こども園への移行を促し、認定こども園の普及を図ります。	認定こども園の2号認定・3号認定の定員数	人	653	659	A	801	令和2年度末時点で659人分の定員を確保し、目標通りの提供体制を確保したことから、A評価としました。 令和3年度の定員増に向けて、認定こども園(3施設)の施設整備を行う学校法人に対する補助及び支援を実施しました。	無	—	—	令和3年4月1日時点における保育所等利用待機児童11人は全て1歳児であり、利用保育児童も0～2歳児が約95%を占めることから、3～5歳児の保育の受け皿は充足しつつあると考えられるため、今後は、既存幼稚園の認定こども園への移行等により、不足する0～2歳児の提供体制を確保しながら、保育の受け皿の充実を図っていきます。	既存幼稚園からの移行により保育需要の高い地域における提供体制の確保を図り、認定こども園の普及を進めます。	ウ	のびのび安心子育て課
17	保幼小連携推進事業	さいたま市幼児教育推進協議会の専門部会として、市内の私立幼稚園・保育所等と小学校の関係職員による保幼小接続カリキュラム策定部会を設置し、推進協議会から示された事柄等について、現状や課題、具体的な解決策等を明らかにし、幼児教育アドバイザーを派遣するなどして幼稚園・保育所等と小学校との連携を一層推進するとともに、幼児教育・保育の質の向上を図ります。	アプローチカリキュラムを作成している園数	園	50	54	A	60	「さいたま市幼児教育推進協議会」及び「さいたま市保幼小接続カリキュラム策定部会」において、有識者や関係団体等の意見を聴取しながら、幼稚園・保育所等と小学校での育ちと学びの連続性と一貫性を確保した体系的な教育・保育を円滑に行うための「さいたま市保幼小接続カリキュラム作成の手引き」を作成しました。手引きは8,000部作成し、市内の小学校、幼稚園・保育所等に配布しました。また、保幼小連携をより一層推進するため、幼児教育アドバイザーを幼稚園・保育所等に派遣しました。 令和2年度は、54園でアプローチカリキュラムを作成したため、A評価としました。	無	—	—	幼稚園・保育所等と小学校との円滑な接続が今まで以上に求められているため、「さいたま市保幼小接続カリキュラム作成の手引き」の活用方法を各園に周知していくことで、幼稚園・保育所等と小学校との円滑な接続につなげていきます。	幼児教育アドバイザーについて、研修会で紹介したり、概要をまとめたチラシを配布したりすることを通して、「さいたま市保幼小接続カリキュラム作成の手引き」等を周知する機会を増やし、保幼小連携の充実を図っていきます。	ウ	幼児政策課
18	公開保育研究推進事業	私立幼稚園や保育所等で公開保育研修会を開催し、幼稚園・保育所等の保育者が保育を学び合い、幼稚園・保育所等と小学校の交流を深めることにより、相互理解と資質の向上を図ります。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	公開保育研究推進事業について、公開保育研修会を10園で実施したため、A評価としました。	有	実施方法を変更しました。11園の実施を予定していましたが、1園公開保育研修会を中止としました。	他園からの参観者をなしとしました。 書面公開として園の活動や指導者による「指導・助言」を冊子に掲載することで、参観できなかった保育者の資質向上の手立てとしました。	新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応を取りながら、いかに公開保育研修会を開催していくかが課題です。園内での協議を充実させたり、他園の保育者に実施の様子が伝わるような冊子を作成したりする必要があります。	昨年度の事業実施内容・成果を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら事業を行います。当日は、昨年度以上に協議時間を確保し、参観者を増やすなどして、充実した事業実施を目指します。また、研修会当日の活動の様子、講師からの指導・助言等を詳細に記載するなど、充実した冊子を作成します。作成した冊子は、市内幼稚園・保育所等や小学校に配布し、保育者の資質向上や保幼小連携の充実に努めます。	ウ	幼児政策課
19	保育者小学校等体験研修事業	幼稚園・保育所等の保育者が、小学校や特別支援学校の授業を参観・体験し、小学校等の教員と交流を深めることにより、相互理解と資質向上を図ります。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	保育者小学校等体験研修の実施において、公立保育園、私立保育園、幼稚園、小規模保育所、ナーサリールーム、障害児通所支援施設から、103園・116人の保育者が参加し、市立小学校等70校で2日間の体験研修を実施することができたためA評価としました。	有	集会形式のガイダンス研修会を中止しました。	「事前確認資料」を研修者に送付し共通理解を図りました。	今後においても、受け入れてくれる小学校等の理解を得られるよう、市、幼稚園、保育所、小学校が互いに連携を図りながら事業を推進していく必要があります。	新型コロナウイルス感染症への感染防止対策を講じた上で、令和2年度と同様に、研修を希望した保育者たちが計画通り研修を実施できるよう事業展開を図っていきます。	ウ	幼児政策課
20	幼稚園・保育所等と小学校の連携	小学校教諭が、保育所保育士や幼稚園教諭と情報交換や保育参観をすることにより、保育所・幼稚園の教育内容について理解を深め、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図ります。	夏季保育参観研修に参加した学校数	校	104	0	C	104	新型コロナウイルス感染症拡大の影響から「保幼小連携のための保育参観研修」の実施を見送ったため、C評価としました。	有	感染症対策のため「保幼小連携のための保育参観研修」の実施を見送りました。	各小学校が実施する保幼小連携協議会を通して、保育所・幼稚園の教育内容について理解を深めることとしました。	私立保育園協会、私立幼稚園協会と連携し、協力していただける園を確保していきます。	さいたま市立小学校全校から、各1名以上の教員が参加する「保幼小連携のための保育参観研修」を実施します。	ウ	指導1課

【様式2】 その他事業

R2年度評価基準 A:達成率90%以上 B:達成率70%以上90%未満 C:達成率70%未満  
R3年度以降の方向性 A=廃止 I=縮小 U=継続 E=拡大 O=終了

事業番号	事業名	事業概要	指標	単位	実績			今年度目標	R2年度評価・事業実施内容・成果	新型コロナウイルス感染症拡大の影響等			課題及び解決策	R3年度の事業展開	R3年度以降の方向性	所管
					R2	R2達成値	R2年度別評価			R3	事業への影響の有無	影響の内容(有の場合)				
21	保幼小連携教育研修会	保育園・幼稚園から小学校への保育・教育の円滑な接続を目指して、連携の趣旨についての理解を深め、関係各園、学校の情報交換を通して保幼小連携を充実させる意識を高める。	参加人数	人	230	実績なし	C	230	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により集合での実施ができなかったためC評価としました。	有	集合での実施ができないため中止としました。	中止に伴う対応はしておりません。	定員の50%以下の人数での集合や、オンライン活用などコロナ対策を十分に講じた上で令和3年度は事業が実施できるよう計画しました。	動画視聴による受講も可能とし、研修会を開催します。	ウ	教育研究所
22	「子育て支援型幼稚園」認定制度の創設・普及	年間を通じて長時間の預かり保育を実施する私立幼稚園を「子育て支援型幼稚園」として認定します。また、認定園に通う保育が必要な園児の利用料を軽減します。さらに、多様な保育の受け皿確保のため、子育て支援枠の増加を図ります。	子育て支援枠の人数	人	820	936	A	958	「子育て支援枠」について、新たに子育て支援型幼稚園に認定した園が8園増え、各園に「子育て支援枠」のメリットを説明することで「子育て支援枠」の人数を見直す園が増えたことにより、目標の820人を上回る936人の子育て支援枠を確保することができました。また、令和2年度から、幼稚園型一時預かり事業費補助金に保育体制充実加算を導入し、各園での受け入れ人数の拡大を促すことができたため、A評価としました。	無	-	-	子育て支援型幼稚園の利用園児が増えているため、「子育て支援枠」の人数を拡大していく必要があります。	令和3年度においても、引き続き子育て支援型幼稚園の認定を続けていき、幼稚園型一時預かり事業費補助金の内容も拡充し、子育て支援枠人数の拡大を図っていきます。	ウ	幼児政策課
23	保育人材確保対策の強化	保育士の処遇改善などの就業継続支援を図るとともに、新たな保育人材の確保対策を強化することで、安定的な施設運営を行います。	①保育需要を踏まえた認可保育所等の保育士数	人	5576	5513	A	6230	保育需要を踏まえた認可保育所等の保育士数について、令和2年4月1日現在における保育士数が5,513人となったため、目標数5,576人に対し90%以上達成しているため、A評価としました。	無	-	-	認可保育所等の整備を予定している中、また保育士確保において年々都市間競争の激しさが増す中で、保育士確保における本市の優位性を高め、より効果的に事業を展開する必要があります。	今後も更なる保育需要の増加が見込まれることから、認可保育所等の整備とともに、その運営を担う保育士の確保も厳しさが増すことが予想されるため、保育士確保策をより一層強化してまいります。	エ	幼児政策課、保育課
			②保育需要を踏まえた認可外保育施設の保育士数	-	確保	確保	A	確保	市認定保育施設に勤務する常勤保育士等の処遇改善のほか、認可外保育施設等に勤務する保育士資格を有していない保育従事者に対し、保育士資格の取得に要した経費の補助を行うことにより、認可外保育施設の安定化が図れたためA評価としました。	無	-	-				
24	保育施設等への指導監督の実施	安心・安全な保育環境の確保や保育の質の向上を図るため、保育施設等に対し、立入調査等により指導監督を実施します。	認可外保育施設については立入調査に基づき文書指導を行った施設の割合(幼児政策課)	%	18	44.6	C	17	(認可外)立入調査を65施設で実施しました。うち文書指導としたのは29施設であり、文書指導となった施設の割合は44.6%となり、C評価としました。	有	(認可外)全施設(175施設)で立入調査をする予定としていましたが、実際の調査は65施設に留まりました。	(認可外)昨年度立入調査未実施や文書指導となった施設を優先して実施したため、文書指導率が高くなりました。	指導となる可能性の高い施設へ調査を行い、保育の質の向上を図ることで、今後の指摘率、文書指導率を低くしていきます。	保育の質の向上を図るため、事業を継続していきます。	ウ	幼児政策課、保育課
			認可保育所等については立入調査に基づき指摘を行った施設の割合(保育課)	%	31	30.7	A	30	(認可)調査を127施設で実施しました。うち指摘としたのは39施設であり、指摘となった施設の割合は30.7%となり、A評価としました。	有	(認可)370施設で立入調査をする目標としていましたが、実際の調査は127施設に留まりました。					
37	多様な事業者の能力を活用した施設の設置・運営	「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育の受け皿の確保や、住民ニーズに沿った多様なサービスの提供を進めていく中で、多様な事業者(株式会社、NPO法人など)の能力を活用した施設の設置や運営を促進します。	社会福祉法人以外の法人の参入を促進	-	実施	実施	A	実施	令和2年度に整備を行った保育施設66施設(認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所の合計施設数)の運営主体は、社会福祉法人が25か所、株式・有限・合同会社が34か所、学校法人が3か所、個人が4か所となり、社会福祉法人以外の事業者の参入が進んでいるため、A評価としました。	無	-	-	保育の質や事業の持続性を確保するため、認可保育施設の整備事業に当たっては、法人種別による制限を行わないものの、財政状況や保育事業の運営実績による審査をしっかりと行う必要があります。	多様な事業者の能力を活用した施設整備に向けて、普及啓発に取り組みます。	ウ	のびのび安心子育て課
39	父親の子育て参加の促進	父親の子育て意欲の向上や子育て参加の促進を図るために、単独型子育て支援センター等での父親向け講座、イベント等を開催するとともに、周知・啓発を行います。また、実施内容の向上を図り、講座・イベント等の参加機会を増やします。	父親向け講座等の参加者のうち、今後は積極的に子育てに参加したいと回答した参加者の割合	%	87	88	A	89	パパサンデーでのアンケートの結果、今後は積極的に子育てに参加したいと回答した割合が、88%となり、目標指標を上回ったためA評価としました。	有	緊急事態宣言による臨時閉室や人数制限の実施、外出自粛に伴い、利用人数が減少しました。	事前予約制による人数制限や清掃、消毒、利用者カードの提出による健康チェックなど、感染症対策を行った上で開室しました。	新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者数が減少したため、来室できない市民への対応としてオンラインプログラムやイベントなどを行い、利用者の満足度を高める方策を検討する必要があります。	新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少しているため、令和2年度は8センターで動画配信やオンラインプログラムを活用したイベントを実施しましたが、令和3年度は全10センターにおいて動画配信やオンラインアプリを活用したイベントを実施し、利用者を増やし、満足度向上につながる取り組みを行います。	ウ	子育て支援政策課
40	祖父母世代による地域の子育て活動の促進	祖父母世代の地域における子育て活動への参加促進を図るため、現在の子育て事情やさまざまな世代の価値観を知るきっかけとなる冊子の作成や単独型子育て支援センター等での講座を開催します。	孫育て講座参加者のうち、今後は積極的に地域の子育てに参加したいと回答した参加者の割合	%	78	78	A	81	孫育て講座でのアンケートの結果、今後は積極的に地域の子育てに参加したいと回答した参加者の割合が78%となり、目標指標を満たしたため、A評価としました。	有	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、参加人数を制限した上での実施となり、例年より参加人数が減少しました。	新型コロナウイルス感染症拡大防止を考慮し、会場での参加人数を制限し、講座を実施しました。また、会場での受講の他、オンラインアプリを活用したりリモート受講や動画配信を行いました。	新型コロナウイルス感染症の影響により、参加者が減少したため、講座に参加できない市民への対応としてオンラインアプリの活用や動画配信などを行い参加者を増やします。	講座を実施するにあたり、会場での実施の他、オンラインアプリの活用や動画配信なども併用して行い、参加者を増やし、講座内容の充実を図り、満足度向上につながる取り組みを行います。	ウ	子育て支援政策課
41	インクループ子育て支援の実施	保育施設等の子育て支援に携わるスタッフを対象に、プログラムとツール(教材)の作成、研修会の開催、実践のフォローアップを行うことで、養育者が抱く子どもの発達・育上の「心配事」や子ども自身の「困り感」に対応できるような地域の子育て支援力の向上を目指します。	インクループパートナー養成数	人	70	139	A	70	令和2年度は保育施設等の子育て支援に携わる職員を対象にインクループパートナー養成研修を11回実施し、研修参加者の所属する施設等にフォローアップ訪問を行い、139名のインクループパートナーを養成したため、A評価としました。	有	インクループパートナー養成研修実施方法の変更	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、1回の定員を減らし、時間を短縮して研修を実施しました。さらに、申し込み者全員に参加していただけるよう、研修実施回数を増やしました。	地域の子育て支援力を向上させていくためには、多くの子育て支援機関から研修に参加していただくことが必要であるため、研修対象機関へのインクループ子育て支援事業の普及・啓発を行うとともに研修対象機関の拡大を行います。	令和3年度においては、インクループパートナー養成研修の対象機関を認定こども園へ拡大して実施します。	エ	子ども家庭支援課
42	さいたま市子ども家庭総合センター管理運営事業	子ども・家庭をとりまく課題に総合的に取り組み、子ども・家庭、地域の子育て機能を総合的に支援するため、さいたま市子ども家庭総合センターを管理・運営します。	事業の実施	-	実施	実施	A	実施	子ども家庭総合センターの管理運営事業は、センター内に存する児童相談所、子ども家庭支援課、こころの健康センター、総合教育相談室、男女共同参画相談室などが、部局を越えて連携を図り、円滑に事業の推進ができる環境の維持管理をとおして、地域の子ども・家庭及び子育て機能を支援することを目指しており、具体的な目標値の設定により評価を行うことは適切ではないため、事業の実施を指標としました。	有	市民利用施設部分や、市民の相談対応業務において、感染防止対策が必要になりました。	引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策が必要であるため、さいたま市新型コロナウイルス危機対策本部会議等の指示に基づいた対応を実施します。	引き続き適切な管理運営を実施します。	ウ	子ども家庭総合センター総務課	

【様式2】 その他事業

R2年度評価基準 A:達成率90%以上 B:達成率70%以上90%未満 C:達成率70%未満  
R3年度以降の方向性 A=廃止 I=縮小 U=継続 E=拡大 O=終了

事業番号	事業名	事業概要	指標	単位	実績			今年度目標	R2年度評価・事業実施内容・成果	新型コロナウイルス感染症拡大の影響等			課題及び解決策	R3年度の事業展開	R3年度以降の方向性	所管
					R2	R2達成値	R2年度別評価			R3	事業への影響の有無	影響の内容(有の場合)				
45	保育コーディネーター	各区役所支援課に保育現場に長年携わった公立保育園長経験者である保育コーディネーターを配置し、保育施設等に通われているお子さんの保護者や保育施設等に対する相談支援を行い、地域における保育施設の質の向上を図ります。 また、必要に応じて保育施設等に中立的な立場から専門的な助言を行い、お子さんが安心して保育所等に通えるよう利用者支援を行います。	保育コーディネーターの人数	人	10	10	A	10	保育コーディネーターを全区に配置することができたことから、A評価としました。	有	保育施設への訪問相談数の減少	保育施設へ直接訪問しての相談が難しい状況でしたが、電話等で相談、助言を行いました。	保育コーディネーターによる市内の特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設、市認定保育施設、認可外保育施設等に対する相談支援を行い、保育内容や保育環境等の保育の質の向上を図っています。また、より効果的、専門的な助言が行えるよう、各区コーディネーター間での情報共有、相互連携を強化していく必要があります。	引き続き保育コーディネーターを全区に配置し、市内の特定教育・保育施設等に対する相談支援を行い、保育内容や保育環境等の保育の質の向上を図っていきます。	ウ	保育課
47	なんでも子ども・若者相談窓口の実施	子ども家庭総合センターに総合的な窓口を設置し、相談者の思いや悩みをワンストップで受け止め、相談に訪れた市民に対し適切な情報提供を行うとともに、専門相談機関をはじめとした関係機関へのコーディネートを行います。	なんでも子ども相談窓口利用者アンケートで親身に相談に乗ってくれたと回答した人の割合	%	90	98.6	A	90	令和2年度は「なんでも子ども相談窓口」にて窓口相談を実施した対象者1,067人のうち、138人(12.9%)から回答を得ました。そのうち「親身に相談に乗ってくれたか」という質問に対し、「とても感じる」(130人)、「まあ感じる」(6人)と回答をした人の割合は98.6%と、目標値である95%以上を達成できたためA評価としました。	有	緊急事態宣言の影響で、休館に伴い相談件数が減少しました。	電話相談・メール相談において相談対応を継続しました。	相談終了後にアンケート用紙を渡し、後でゆっくり回答していただき、受付に設置した回答ボックスに各自回答後の用紙を入れていただく方式を取り入れたところ、アンケート回答数がわずかに増えましたが、まだ全体数の中では少ない割合に留まっています。アンケート用紙を渡す方法を再度工夫し、検討していきます。	引き続きアンケートを実施するとともに、相談された市民に対して身近で安心してもらう窓口であるために、知識の習得と丁寧な対応を心掛けていきます。	ウ	子ども家庭総合センター総務課
48	さいたま子育てWEB事業	子育てに関する情報を一元的に把握し、発信していくことを目的として、子育てに関する制度をはじめ、地域活動情報、育児サークル、イベントなどの様々な情報の提供や、メールによる育児相談、市民からの書き込み掲示板などの利用者参加型のメニューを組み込んだWebサイトを構築、運営します。	アクセス件数	件	1,230,000	634,044	C	1,235,000	子育てに関する制度をはじめ、地域活動情報、育児サークル、イベントなどの様々な情報の提供や、メールによる育児相談、市民からの書き込み掲示板などの利用者参加型のメニューを組み込んだWebサイトを構築、運営しました。	有	外出自粛による施設検索機能へのアクセス数減少が想定されます。	新型コロナウイルス禍での子育てを乗り切る情報を発信するなど、コロナ禍における子育て情報を提供しました。	市民が必要とする情報を提供できるように子育てWEBの充実を図り、子育て応援ブックへの掲載等により認知度向上に努めます。	引き続き、子育てに関する制度をはじめ、地域活動情報、育児サークル、イベントなどの様々な情報の提供や、メールによる育児相談、市民からの書き込み掲示板などの利用者参加型のメニューを組み込んだWebサイトの管理・運営を行います。	ウ	子育て支援政策課
49	子育て支援ネットワーク事業	様々な情報や支援策を保護者や子どもたちが効果的・効率的に活用できる環境整備、家庭や地域における育児力の向上とよりよい子育て・子育て環境の整備を進めるため、子育て支援ネットワーク会議を開催します。	会議の実施	—	実施	実施	A	実施	子育て支援ネットワーク会議について、新型コロナウイルス感染症対策のため、関係機関が一堂に会する会議の開催は見送りましたが、資料送付方式による書面会議に変更し情報共有を図ることができたため、A評価としました。	有	一堂に会したネットワーク会議が実施できませんでした。	庁内課所のみならず庁外関係機関も複数関与することから、会議形式で開催できない場合、書面開催で有意義な会議となるよう検討していきます。	引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止を徹底したうえでネットワーク会議を開催します。	ウ	子育て支援政策課	
50	子育て応援ブック	市内の子育てに関する情報を一元的に把握し、発信していくことを目的として、市内の官民の子育て支援情報を集約し掲載した「子育て応援ブック」を発行します。また、「子育て応援ブック」から抜粋した子育て情報などを盛り込んだ「子育て応援ブック外国語版」を作成します。	発行部数	冊	59,000	55,500	A	59,000	子育て中の方やこれから子育てをする方を対象に部数を精査し子育て応援ブックを50,000冊、子育て応援ブック外国語版を5,500冊をそれぞれ発行し、市内公共施設で配布をしたため、A評価としました。	無	—	—	子育て中及びこれから子育てをする方のために必要な情報を集約し、紙面の構成を検討するなどより分かりやすく利用しやすい情報の提供に努めます。また、外国語版子育て応援ブックは庁内窓口だけでなく、観光国際協会などの外部機関にも配布を依頼していますが、近年在庫が残りがちであるため、必要部数の精査が必要です。	引き続き、子育てに関する情報を集約し、情報を提供します。また、紙面からデジタル化する場合の課題などを検討します。	ウ	子育て支援政策課
51	あそび場ガイドブック	市内の子育てに関する情報を一元的に把握し、発信していくことを目的として、地域の子育て関連施設・子育てサークル情報などを取りまとめた「あそび場ガイドブック」を作成します。	発行部数	冊	30,000	30,000	A	30,000	「あそび場ガイドブック」について、各種施設やサークル・団体情報を掲載することにより、地域の子育て支援が推進できるよう、必要部数を精査したうえで30,000冊を発行したため、A評価としました。	有	発行時期の変更、情報量の減少	新型コロナウイルス感染症の拡大により、各種施設やサークル、団体等の活動予定が不透明になったことから、例年8月に発行していた冊子を3月末に発行しました。また、具体的な日程等が未定のため、情報量を削減することとしました。	紙媒体の冊子のあり方を見直す必要があり、さいたま子育てWEBに情報を集約するなど、子育て中及びこれから子育てをする方のために、より分かりやすく利用しやすい情報提供に努めます。	令和2年度末に作成した「あそび場ガイドブック」の配布を継続し、各種施設やサークル・団体を紹介することで、地域の子育て支援の推進を図ります。また、令和3年度以降の冊子の配布について検討し、情報提供方法の見直しを行います。	ウ	子育て支援政策課
52	ブックスタート事業	赤ちゃんや保護者が絵本を通じて楽しいひと時をもち、親子の絆を深め「心の通い合う人間関係」を創造する一助とするため、各区に1か所設置している単独型子育て支援センターにおいて、開館時間中随時、絵本の配布を行います。	ブックスタートパック引換件数	冊	6,500	5,707	B	6,400	目標冊数6,500冊に対し、引換冊数が5,706冊となったためB評価としました。	有	引換え会場である単独型子育て支援センターが緊急事態宣言により臨時閉室したため、引換冊数が減少しました。	感染症対策を徹底しながら、事業を継続しました。	対象者に4か月、10か月健康診査のお知らせと一緒に案内文を送付するとともに、市ホームページ等で周知を行います。また、絵本を選べるよう、実施方法を変更します。	ウ	子育て支援政策課	
53-1	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進事業	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進のため、市民・企業等に対し、仕事と生活の調和に関する情報・関係法令等の提供・啓発や、講座の開催、表彰制度の実施、入札制度における優遇措置等を行います。 【契約課】 入札制度において、企業における仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進に関する取組を評価します。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	令和3・4年度建設工事競争入札参加資格審査の等級区分において、市内に本店を有する企業のうち、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第12条の規定による届出を労働局に提出した場合、若しくは、同法第15条の2の規定による認定を受けている場合、又は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第8条の規定による届出を労働局へ提出した場合、若しくは、同法第12条の規定による認定を受けている場合において、発注者別評価点として10点を各々加点しました。 また、総合評価方式で入札する案件について、次世代育成支援対策推進法第12条第1項若しくは第4項に基づく一般事業主行動計画の届出がある、又は、同法第15条の2の規定による認定を受けている入札参加者に対し、評価点に2.0点を加点しました。以上のことから、A評価としました。	無	—	—	評価項目の加点を見直す際に、他の子育て支援施策等で評価できるか検討しています。	引き続き、建設工事競争入札参加資格審査の発注者別評価点及び総合評価方式の評価点による加点を行います。	ウ	契約課

【様式2】 その他事業

R2年度評価基準 A:達成率90%以上 B:達成率70%以上90%未満 C:達成率70%未満  
 R3年度以降の方向性 A=廃止 イ=縮小 ウ=継続 エ=拡大 オ=終了

事業番号	事業名	事業概要	指標	単位	実績			今年度目標	R2年度評価・事業実施内容・成果	新型コロナウイルス感染症拡大の影響等			課題及び解決策	R3年度の事業展開	R3年度以降の方向性	所管
					R2	R2達成値	R2年度別評価			R3	事業への影響の有無	影響の内容(有の場合)				
53-2	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進事業	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進のため、市民・企業等に対し、仕事と生活の調和に関する情報・関係法令等の提供・啓発や、講座の開催、表彰制度の実施、入札制度における優遇措置等を行います。 【人権政策・男女共同参画課】 ワーク・ライフ・バランスなど、男女がともに働きやすい職場づくりに向けて、積極的に取り組んでいる事業者を「さいたま市男女共同参画推進事業者」として表彰します。また、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する講座を実施します。	ワーク・ライフ・バランスの必要性を意識したと回答した受講者の割合	%	90	87.5	A	90	ワーク・ライフ・バランスなど、男女がともに働きやすい職場づくりに向けて、積極的に取り組んでいる事業者を「さいたま市男女共同参画推進事業者」として2事業者表彰し、市HPや男女共同参画社会情報誌「You&Me〜夢〜」令和3年3月号において広く市民・事業者へ周知しました。また、男女共同参画推進センターにおいて、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する以下の講座を実施しました。講座参加者アンケートにおいて、ワーク・ライフ・バランスの必要性を意識したと回答した受講者の割合は87.5%であったことからA評価としました。 ・ワーク・ライフ・バランス出前講座(動画の限定公開によるオンライン講座及びZOOMを用いたリアルタイムのフィードバックの会を実施) 日時:動画配信期間 令和2年9月28日～10月7日、フィードバックの会10月14日 対象:地域包括支援センターきりしき 参加人数等:動画視聴回数 110回、フィードバックの会 34人	有	対面での講座の実施ができませんでした。	動画の限定公開によるオンライン講座及びZOOMを用いたリアルタイムのフィードバックの会を実施しました。	事業を通して引き続き、ワークライフ・バランスの促進のため、長時間労働の削減や労働生産性の向上など働き方改革を進めることや、男性の育児休業の取得促進、ライフスタイルに対応した多様な柔軟な働き方の導入の重要性等について周知、啓発を行っていく必要があります。	「さいたま市男女共同参画推進事業者表彰」、出前講座を引き続き実施し、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。	ウ	人権政策・男女共同参画課
53-3	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進事業	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進のため、市民・企業等に対し、仕事と生活の調和に関する情報・関係法令等の提供・啓発や、講座の開催、表彰制度の実施、入札制度における優遇措置等を行います。 【子育て支援政策課】 父親が子育てに参加するきっかけを作るため、妊娠・出産による母親の身体的・精神的変化や仕事と家庭の両立に関する各種支援制度等を掲載した父子手帖を作成し、配布します。	発行部数	冊	15,000	15,000	A	15,000	ワーク・ライフ・バランスを推進するため、「父子手帖」を増刷し、母子健康手帳交付時及び市内公共施設等で配布したため、A評価としました。	無	-	-	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、必要に応じて「父子手帖」の掲載内容を更新し、発行します。	引き続き「父子手帖」を母子健康手帳交付時及び市内公共施設等で配布し、ワーク・ライフ・バランスを推進します。	ウ	子育て支援政策課
53-4	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進事業	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進のため、市民・企業等に対し、仕事と生活の調和に関する情報・関係法令等の提供・啓発や、講座の開催、表彰制度の実施、入札制度における優遇措置等を行います。 【経済政策課】 中小企業等を対象にしたセミナーを実施します。	事業の実施	-	実施	実施	A	実施	CSRチャレンジ企業等を対象としたセミナー等の開催及び事例集の作成・配布を通じて、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進等、CSR経営の推進を図ろうとする市内企業への意識啓発を行いました。	有	新規認証企業の募集	令和2年度新規認証企業の募集を中止しました。	ウィズコロナ/アフターコロナを踏まえ、セミナー等の開催方法については、オンラインでの開催を検討します。	令和3年度から「CSRチャレンジ企業認証制度」を「SDGs企業認証制度」に発展的に移行しています。SDGsの理念を尊重し、ワークライフバランスの推進も含めた経済・社会・環境の3つの分野を意識した経営活動を推進する市内企業を支援します。	ウ	経済政策課
53-5	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進事業	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進のため、市民・企業等に対し、仕事と生活の調和に関する情報・関係法令等の提供・啓発や、講座の開催、表彰制度の実施、入札制度における優遇措置等を行います。 【労働政策課】 「働く人の支援講座」の中で、勤労者や、企業の労務担当者・管理職・経営者を対象に、ワーク・ライフ・バランスの推進に資する講座を実施します。	事業の実施	-	実施	実施	A	実施	「働く人の支援講座」の「基礎から学ぶ労務実務コース」及び「労務実務ステップアップコース」において、ワーク・ライフ・バランス推進に資する講座等を実施したため、A評価としました。 ・働く人の支援講座 延べ受講者合計 238名	有	講座の開催期日が緊急事態宣言期間と重なったため、講座開催会場の利用制限がありました。	講座のカリキュラムを変更し、終了予定時間を繰り上げて実施しました。	ワーク・ライフ・バランスを推進するためには、働き方や職場環境の改善に関する企業全体の理解や意識改革が重要であり、そのためには、勤労者だけでなく、企業の労務担当者・管理職・経営者向けの講座を継続的に実施する必要があります。	これまで、受講対象者を勤労者向けと経営者・労務管理者向けの2つのコースに分けて講座を開催していましたが、今年度は、より効率的な運用を図るため、講座の内容を見直し、1つのコースに統合して開催します。	ウ	労働政策課
54	家庭児童相談事業	子どものしつけや生活習慣、学校生活、非行などに関する相談を相談員が受け付け、子育てに関する不安を解消します。	家庭児童相談員会議の実施回数	回	2	2	A	2	家庭における子どもの性格や生活習慣、言語、発達、学校生活、非行、児童虐待等の相談を受け付けました(13,153件)。また、家庭児童相談員の資質の向上と各区の情報共有を目的に、家庭児童相談員会議を2回開催できたためA評価としました。	無	-	-	家庭児童相談員が、受け付けた相談に適切に対応し子育てに関する不安を解消するためには、高度な専門知識と多くの経験が必要となります。	市民からの子育てに関する不安を解消のため、相談員が相談を受け付けます。また、各区に配置されている家庭児童相談員の交流を図り、情報を共有するとともに、知識や相談技術の向上を図るため、研修を実施します。	ウ	子ども家庭総合センター総務課
56	要保護児童対策地域協議会事業	虐待を受けた子どもをはじめとする、保護を要する子どもの情報交換や、支援を行うための協議を行う要保護児童対策地域協議会を充実させ、関係機関の連携強化を図り、虐待の早期発見、早期対応、地域でのケアを適切に行うとともに、家族再統合を円滑に図るための体制を整えます。	代表者会議開催回数	回	1	1	A	1	コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、対面での会議ではなく、書面での会議を実施しました。書面での会議ではありましたが、庁内外の関係機関の代表者レベルでの情報共有や実態把握、活動状況の評価等が実施でき、会議の目的が達成できたためA評価としました。	有	対面での会議が開催できませんでした。	書面会議にて開催しました。	要保護児童対策地域協議会が設置されている市町村であっても、深刻なケースで連携の漏れが指摘される場合があり、責任をもって関係機関の対応を統括することが必要となります。このため、要保護児童対策調整機関が、個々のケースに応じて関係機関の対応を統括し、実効ある役割を果たすためには、児童の問題に通じた専門性を有する人材が求められます。	各機関の代表による代表者会議、区会議をはじめ、各機関のリーダークラスによる実務者会議を開催し、要保護児童の情報交換や見守り状況の点検を行うほか、リスクの高いケースなどについては、随時個別ケース検討会議を開き、支援方針や役割分担を決めながら虐待防止に向けた必要な対応を行います。また、各区の調整担当者を対象に、研修を実施します。	ウ	子ども家庭総合センター総務課
57	児童相談所における支援	増加する児童虐待相談等への迅速かつ適切な対応を確保するため、関係機関と連携を深め、専門性を高めるための職員の育成を行い、あらゆる児童相談に対応できる体制を推進します。	アセスメント研修の回数	回	9	9	A	9	職員の相談技術や虐待対応の専門性向上のため、外部から講師を招き、当所が積極的に取り入れているケースワークの技法である、サイズオブセーフティに基づいたアセスメント研修を年9回開催しました。	無	-	-	増加の一途をたどり、複雑化する児童虐待に対応するため、専門性を高い職員の育成を行う必要があります。	職員の相談技術や虐待対応の専門性向上の為、外部から講師を招き、当所が積極的に取り入れているケースワークの技法である、サイズオブセーフティに基づいたアセスメント研修を開催します。	ウ	北部・南部児童相談所

【様式2】 その他事業

R2年度評価基準 A:達成率90%以上 B:達成率70%以上90%未満 C:達成率70%未満  
R3年度以降の方向性 ア=廃止 イ=縮小 ウ=継続 エ=拡大 オ=終了

事業番号	事業名	事業概要	指標	単位	実績			今年度目標	R2年度評価・事業実施内容・成果	新型コロナウイルス感染症拡大の影響等			課題及び解決策	R3年度の事業展開	R3年度以降の方向性	所管
					R2	R2達成値	R2年度別評価			事業への影響の有無	影響の内容(有の場合)	対応状況				
58	虐待の発生予防・援助における職員の能力の向上	急増する児童虐待相談に対応するため、児童相談所の職員の専門性を強化するとともに、各区支援課等を交えた研修の充実を進めるほか、地域の主任児童委員等を対象にした研修を実施し、虐待予防の充実を図ります。	研修の実施回数	回	16	15	A	16	民生委員児童委員および主任児童委員に対し、児童相談所の地区担当職員との連携や民生委員と主任児童委員の役割・課題等についての座談会を各区年1回の合計10回開催しました。また、各区支援課、家庭児童相談員および保健センター職員を対象に児童相談所における虐待対応や連携についての研修を年5回開催しました。これにより、問題を抱えた家族が生活する、より身近な各関係機関との情報共有や連携を図りました。	有	各区支援課、家庭児童相談員および保健センター職員を対象に児童相談所における虐待対応や連携についての研修において、予定していた一時保護所の見学を中止しました。	開催した研修内で一時保護所について説明を行いました。	相談者にとって身近な存在である地域の機関との連携は重要であり、地域の機関が適切な対応ができるよう、専門的な研修を実施することにより、連携を強化します。	民生委員児童委員および主任児童委員の地区担当職員との連携や民生委員と主任児童委員の役割・課題等についての座談会を各区年1回の合計10回開催します。また、各区支援課、家庭児童相談員および保健センター職員を対象に児童相談所における虐待対応や連携についての研修を年6回開催します。	ウ	北部・南部児童相談所
59	児童虐待防止啓発事業	オレンジリボンキャンペーンの実施などにより、虐待防止の啓発を図り、児童虐待のない社会づくりを推進します。	子ども虐待防止フォーラムのアンケートにおける満足度	%	90	94.6	A	90	子ども虐待防止フォーラムを開催し、アンケートの結果では「参考になった。まあまあ参考になった」と回答した人が94.6%だったことからA評価としました。	有	子ども虐待防止フォーラムの規模を縮小して開催しました。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会場への入場者数の制限を行い、入場者以外の関係機関等については、フォーラム当日の映像をCDで配布しました。	新型コロナウイルス感染症拡大状況により、会場への入場者数の制限や入場者以外の関係機関への資料等展開方法を検討する必要があります。	11月の児童虐待防止月間に実施するオレンジリボンキャンペーンの一環としてフォーラムを実施します。また、新型コロナウイルス感染症拡大状況を注視しながら、会場への入場者数の制限や入場者以外の関係機関への資料等展開方法を検討します。	ウ	子ども家庭総合センター総務課
60	児童虐待発生予防事業	子育てに関する悩みを抱える母親同士が、ふれあい親子支援事業を通して安心して自分の気持ちを言葉で表現できる場を提供します。また、話し合いを通して不安や悩みを解決することが虐待の発生予防につながるよう支援を行います。	自分の気持ちを話せる母親の割合	%	100	100	A	100	ふれあい親子支援事業への参加をしていた母親が自分の気持ちを言語化できた割合が100%であったため、A評価としました。事業終了後は、スタッフ間でミーティングを行い、今後の支援方針を随時検討しました。	有	ふれあい親子支援事業の開催を24回予定していましたが、20回開催に変更しました。また、外出への不安が高まり、来所につながらない人が増えました。	感染予防対策に努めながら、ふれあい親子支援事業を開催しました。	参加者が固定化し、グループとしての効果が薄れているため、参加人数が増えるように事業の啓発を行っていきます。	ふれあい親子支援事業の周知方法を工夫するとともに、参加しやすい環境を整えていきます。	ウ	地域保健支援課
62	24時間・365日体制強化事業	児童虐待の早期発見と早期対応を強化するとともに、48時間以内の児童の安全確認を実施していくため、24時間児童虐待通告電話による夜間休日を開かずいつでも通告・相談に応じる体制の充実強化を図ります。	研修会の実施回数	回	3	1	C	3	児童虐待通告や電話相談に対応するため、相談員に対して専門性を高める研修を実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染状況が比較的落ち着いた10月のみの実施となったため、C評価としました。研修テーマは「支援課について」であり、児童相談所と密な連携をしている支援課の実際の業務について話し、相談業務の充実を図りました。	有	相談員の中には年配の方もおり、研修で密になるため、感染リスクが高く、研修開催を中止としました。	今回は中止とし、代替としての取り組みは行いませんでした。	電話による通告、相談件数が増加する中で、電話相談員の専門性が求められるため、研修機会を確保していく必要性は高いと考えられます。令和2年度は中止としましたが、集合式の研修が開催できない場合、代替案措置としての研修機会を検討していきます。	電話相談員に対し、専門性を高めるための研修を年3回、実施します。	ウ	北部・南部児童相談所
63	里親制度	里親の登録数を増やすために、里親公開講座等を継続的に企画・実施し、里親委託を推進します。また、里親研修会等を実施し里親の資質の向上を図るとともに、里親等委託調整員の配置や里親支援機関との連携を強化する等、里親の支援を図ります。	里親等への委託率	%	44.64	45.87	A	46.21	「里親公開講座」の開催、集客施設等での普及啓発イベント「里親応援の集い」の開催、里親月間における里親制度PR「One Loveキャンペーン」を実施する予定でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、全て中止を余儀なくされたことから、里親制度普及啓発チラシを市内大規模商業施設(2箇所)において配架依頼しました。例年と比較し里親制度の広報活動を縮小させるを得ない状況下でしたが、僅かながら里親制度が周知され里親登録数が増加しました。また、里親サロン、里親派遣支援、里子支援ボランティア、里親支援専門相談員との連携等により、里親支援の充実を行いました。その結果、目標値である里親への委託率44.64%を上回る45.87%を達成できたため、A評価としました。	有	普及啓発イベントの開催を中止しました。また、緊急事態宣言期間中の、里親認定登録に係る各研修、里親サロン等の開催を中止としました。	普及啓発イベントに変え、里親制度啓発チラシの配架を市内大型商業施設(イオンモール与野店、イオン浦和美園店)に依頼しました。	児童虐待が増加する中、保護を要する児童に対しては、社会的養護体制において、より家庭的な環境で愛着関係の形成を図ることができる里親への委託を推進することが重要となるため、里親登録数の増加が求められます。また、里親等の制度に対する社会的理解や関係機関の共通認識、里親等に対する支援が不十分であることなどにより、里親等への委託が十分に活用されていないと難しい状況にあるため、里親に対する支援体制を充実させることが必要となっています。	「里親公開講座」の開催、集客施設等での普及啓発イベントの開催及び里親月間における里親制度PR等の里親制度の周知方法を見直し、より効果的な普及啓発活動を行うことで里親登録数の増加を図ります。また、里親サロンの里親派遣支援、里子支援ボランティア、里親支援専門相談員との連携に加え、新たな関係機関との連携を図り里親支援を強化していく方向と、里子との関係不調を起さない体制を構築していきます。	ウ	北部・南部児童相談所
64	社会的養育推進事業	埼玉県社会的養育推進計画に基づき、家庭における養育が困難な児童等を、家庭的な環境で養育、自立支援するため、里親等委託の推進に取り組み、家庭的養育等の充実を図ります。また、児童養護施設等において、本市の地域性を踏まえ、児童のニーズや施設状況に応じて小規模かつ地域分散化を促進し、里親支援専門相談員の配置による家庭養育の推進など、ニーズに合った多機能化を支援します。	施設の小規模化・地域分散化等の促進	—	小規模化・地域分散化の促進	小規模化・地域分散化の促進	A	小規模化・地域分散化の促進	施設の「小規模化・地域分散化等の促進において、事業開始希望者に相談対応等の支援を行うことで、定員各6名の自立援助ホームが4か所事業開始に至り、家庭的な環境での養育を行える場を増やすことができたのでA評価としました。	無	—	—	児童養護施設等において、個々の子どものニーズに応じた丁寧なケアが提供できるよう、児童養護施設本体の小規模化を検討するとともに、自立援助ホーム等と相談や実地調査等を通じて連携をとりながら、社会的養育の充実に向けて引き続き検討を進めていきます。	平成28年の児童福祉法改正により、家庭的養育優先原則が定義づけられました。施設から里親等への養育転換が求められ、施設の小規模化・地域分散化・多機能化を推進していく方向となったため、今後は、施設の小規模化・地域分散化・多機能化に向け、施設と調整を図っていきます。	ウ	子ども家庭総合センター総務課
65	母子生活支援施設事業	18歳未満の子どもを養育している母子家庭の母親が、生活上の問題のため子どもの養育が十分にできない場合に、母子生活支援施設において母子の生活を支援します。また、入所者が自立し退所できるように支援体制を強化するとともに、すべての母子家庭の方が安心・安定した環境で子育てができるよう支援します。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	母子生活支援施設に入所している母子に、半年毎に自立支援面談を行い、母子の意見・意向に沿った目標を設定のうえ、策定した自立支援計画に基づき、一貫性のある支援を行ったことからA評価としました。	有	施設を退所した母子に直接、状況確認をすることができませんでした。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、電話にて相談等の支援を行いました。	市内の母子生活支援施設が1か所であるため、夫等の暴力等から避難し保護が必要である母子を入所させた場合、所在が特定されるおそれがあります。このため、市外施設への入所により所在を特定できないようし、夫等の暴力等から避難し保護が必要である母子の安全性を高めるとともに、さいたま市以外の住民を受け入れることにより母子生活支援施設の稼働率の向上を図ります。	引き続き、入所した母子が安定した生活を送り、将来自立して生活していくための支援施設として、母子生活支援施設の施設運営を継続的に実施します。	ウ	子ども家庭総合センター総務課
66	児童虐待防止家族支援事業	虐待を受けた子どもとその保護者等の家族再統合への取組の充実を図るため、精神科医師や弁護士及び専門家から助言を受け、相談援助活動の充実を図ります。また、家族支援のための評価やプログラムによる家族再統合の促進を図ります。	カンファレンス実施回数	回	64	67	A	65	虐待ケースの家族再統合に向け、家族と協働で児童の安全を守るプランを作成するため、援助方針会議や各ケースワーカーから今後の方針確認のため、67回の家族支援ケースカンファレンスを実施しました。	無	—	—	今後も引き続き、様々な問題を抱える家族に対し、多角的な視点から適切なアセスメントをするため、家族再統合に向けた家族支援ケースカンファレンスの充実を図っていきます。	虐待ケースの家族再統合に向け、家族と協働で児童の安全を守るプランを作成するため、援助方針会議や各ケースワーカーから今後の方針確認のため、65回の家族支援ケースカンファレンスを実施します。	ウ	北部・南部児童相談所

【様式2】 その他事業

R2年度評価基準 A:達成率90%以上 B:達成率70%以上90%未満 C:達成率70%未満  
R3年度以降の方向性 ア=廃止 イ=縮小 ウ=継続 エ=拡大 オ=終了

事業番号	事業名	事業概要	指標	単位	実績			今年度目標	R2年度評価・事業実施内容・成果	新型コロナウイルス感染症拡大の影響等			課題及び解決策	R3年度の事業展開	R3年度以降の方向性	所管
					R2	R2達成値	R2年度別評価			R3	事業への影響の有無	影響の内容(有の場合)				
67	総合療育センター事業	発達に遅れのある子どもや障害児等の早期発見と早期療育を行い、医療・福祉が一体となって、専門的な立場から子どもの状態に合わせた療育や保護者支援を実施します。また、診察や療育を受けるまでの待機期間の短縮のため療育センター機能の見直しを図ります。障害児やその保護者が地域で安心して生活できるよう、診療所や児童発達支援センターの専門職員数の適正な配置を図ります。併せて、多職種専門職による保育所・幼稚園等への訪問や関係機関との連携などの地域支援を引き続き実施します。	①初診待ち期間	日	60	54	A	59	①小児科非常勤医師の増員、診察回数・予約枠の調整、民間資源の活用等の取組により待ち時間が短縮されました。60日の目標の通り、54日と目標を上回ることができたため、A評価としました。	有	①初診実施数について、令和元年度から令和2年度にかけて、1,020件から933件に減少しました。 ②会場での集合形式による療育講座を中止しました。	①感染防止策を徹底し、その取り組みをホームページで公表し、安心して受診していただけるよう対応しました。 ②開催方法をオンラインに変更しました。	①医療的ケア児の支援の高度化や発達障害の社会的認知から、医学的診断及びフォローを要する障害児等が増え、より多角的な視点からの状況・状態の把握や重複障害等への的確な対応が求められており、特に発達障害の専門的な治療ができる医師の数が少ない状況から全国的に初診待ち期間が長期化しています。 ②出張療育カンファレンスの周知により、利用施設の拡大を行う必要があります。市内の療育施設にカンファレンスの情報を広く周知します。なお、療育講座について引き続きオンラインでの開催を予定しており、より充実した講座に更新していきます。	①令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大による初診申込数の減少により、待ち期間が短縮されました。令和3年度は、初診枠数を確保しつつ、診察回数・予約枠の調整、民間資源の活用等により、待ち期間の短縮に努めていきます。 ②障害児通所支援事業所、児童発達支援センター、特別支援学校、特別支援級などの療育関係者にむけて、オンラインでの療育講座を開催します。さいたま市の障害児通所支援事業所、児童発達支援センターなど療育施設への出張療育カンファレンスを実施します。	ウ	ひまわり学園総務課、医務課、育成課、療育センターさくら草
68	特別支援促進事業	私立幼稚園、認定こども園に通園する障害児やその疑いのある幼児を対象に、補助職員の採用や特別支援に必要な用具の設置や教諭の研修等、園運営の円滑化や保育環境の充実に資することを目的に、当該経費に対し助成を行います。また、臨床心理士等を希望する幼稚園に派遣し、対象幼児の行動観察を行ったうえで、保育やクラス運営に関する相談を受ける等、担当教諭のみならず園全体の保育の質の向上を図ります。	事後アンケートの実施	%	90	100	A	90	私立幼稚園等特別支援巡回相談は、心身に障害(発達障害を含む。)等がある児童が、私立幼稚園及び認定こども園において適切な支援を受ける事ができるよう相談員を派遣するものです。申込数が49園に対し、49園へ訪問し巡回相談を実施しました。私立幼稚園等特別支援支援事業費補助金(要支援への特別な教育的支援を行う幼稚園等(59園・168名)に対して補助金を交付しました。事後のアンケート結果において、アンケートを取ったすべての園で肯定的な回答が得られたため、年度別評価をAとしました。	有	緊急事態措置宣言が出された影響で入園、開園時期がずれ、巡回相談開始時期も変更となり申込数も前期は大幅に減りました。	令和3年1月に巡回相談可能日を明記したメールを全幼稚園へ配信しました。明記した日時のほとんどに巡回相談の申込があり、回数も増えました。	園が事前に私立幼稚園等特別支援巡回相談実施可能日を把握できず、計画的な事業申し込みができないケースが見られました。そのため、巡回相談実施可能日を定期的に各園に周知することで、計画的な事業展開を図っていきます。	研修会や、メール連絡を通して更に事業の周知を図り、新規園の申し込み数が増加するように努めます。各園が巡回相談を通して、子どもの理解を深め、保育者一人ひとりの自身の保育の質の向上を支援していきます。	ウ	幼児政策課
69	保育施設等における障害児保育の推進	障害のある子どもや特別な支援を必要とする子どもに対し、より多くの認可保育所等での受け入れを拡大し、専門的な知識・技術を有する療育機関(総合療育センターひまわり学園等)と連携した保育の充実に努め、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、子どもの健やかな育ちを目指します。さらに、個々の発達状況や個性を踏まえながら、集団保育の中で成長を支援できるよう専門職員による巡回指導等の対象施設を拡充し、障害の特性に配慮した体制の整備を推進します。また、認可保育所等における障害児の受け入れを実施するに当たり、必要となる保育士の確保等が円滑に行えるように補助制度の充実に努め、様々な障害に対応するための専門知識等に関する研修を実施するなど、保育士の資質向上と質の高い障害児保育を推進します。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	事業を滞りなく実施することができましたので、A評価としました。なお、障害児保育対策事業補助金の交付対象となる受け入れ児童数が増え、令和元年度では延べ161人でしたが、令和2年度では延べ217人に増加となりました。	無	—	—	公立保育所での障害児等の受け入れについては、常に定員に達している状況であるため、民間保育施設での受け入れの促進と加配に必要な保育士の確保を推進する必要があります。	巡回保育相談事業、発達支援研修への参加促進により施設数の増加につながっていることから、引き続き事業を継続します。	ウ	保育課
70	放課後児童クラブにおける障害児支援の推進	障害のある児童が住み慣れた地域で安心して放課後を過ごすことができるよう、すべての放課後児童クラブにおいて受入体制を整えます。公設放課後児童クラブにおいては、定員に障害のある児童の優先受入枠を設けます。民設放課後児童クラブにおいては、「さいたま市放課後児童健全育成事業実施要綱」及び「さいたま市放課後児童クラブ健全育成事業委託実施基準」に基づき、障害のある児童を受け入れるクラブに対する職員の加配、委託料の増額を行うとともに、バリアフリー等の施設改修費を助成します。また、障害児支援に関する研修を実施するほか、専門知識を備えた職員による保育相談を実施し、障害のある児童のみならず、特別な支援が必要な児童の保育を行うクラブを支援します。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	令和2年4月1日時点において、280クラブ中135クラブにおいて219人の障害児を受け入れました。民設クラブ委託料において、障害児担当支援員の加配にかかる人件費の基準額を加算しました。障害児支援に対する専門性を高めるための支援員研修を2回実施しました。障害児支援の専門知識を備えた職員による巡回相談を継続実施し、各クラブにおける障害児支援をサポートしました。これらの取組みにより、放課後児童クラブにおける障害児支援を推進したことから、A評価としました。	無	—	—	障害児及び特別な配慮を要する児童数の増加により、対応に苦慮する事例も増えていることが課題です。そのため、研修内容の工夫や巡回相談における専門機関との連携強化などに取り組んでいきます。	公設放課後児童クラブにおいては、定員に障害のある児童の優先受入枠を設け、民設放課後児童クラブにおいては障害のある児童を受け入れるクラブに対して、基準に基づき職員の加配にかかる人件費の加算を行うとともに、バリアフリー等の施設改修費の助成を実施します。また、障害児支援に関する研修を実施するほか、専門知識を備えた職員による保育相談を実施し、障害のある児童のみならず、特別な支援が必要な児童の保育を行うクラブに対して支援を実施します。	ウ	青少年育成課

【様式2】 その他事業

R2年度評価基準 A:達成率90%以上 B:達成率70%以上90%未満 C:達成率70%未満  
R3年度以降の方向性 ア=廃止 イ=縮小 ウ=継続 エ=拡大 オ=終了

事業番号	事業名	事業概要	指標	単位	実績			今年度目標	R2年度評価・事業実施内容・成果	新型コロナウイルス感染症拡大の影響等			課題及び解決策	R3年度の事業展開	R3年度以降の方向性	所管
					R2	R2達成値	R2年度別評価			事業への影響の有無	影響の内容(有の場合)	対応状況				
71	発達障害者支援センターの充実	発達障害者社会参加事業を実施し、社会参加の機会を拡げます。また、普及啓発活動や連絡協議会の開催を通して、地域における支援体制を整備するとともに困難事例の支援スキルの向上を図り、二次障害の発生と深い関連のある高校生年代を含めた支援の在り方について検討してまいります。	事業の実施及び推進	—	強化・推進	強化・推進	A	強化・推進	発達障害者社会参加事業については、令和2年度も業務委託にて、継続的に、家庭以外の居場所や日中体験活動の場の提供を行いました。また、利用に際しての当事者やご家族の不安の軽減を図るため、見学会を年4回開催し、併せて個別の相談会も実施しました。キャリア形成支援事業では、大学の教授や発達障害者支援に係る企業・法人等の職員に依頼し、当事者、家族、支援者に向けた各種講座を実施しました。更に、キャリア形成支援事業の当事者向け講座を受講した方の中から、障害者雇用を前提とした体験的な活動を行う「しごと体験ワーク」を2回実施することができました。以上のことから、A評価としました。	有	集合型の主催講座や協議会等の実施方法について新型コロナウイルスの状況下での開催方法の検討を行いました。	集合型の当事者向け研修について、2件の研修を中止としました。実施をした集合型の研修についても人数を制限し、感染予防に配慮した環境で実施しました。協議会等会議については、必要に応じて書面会議での開催を実施しました。	社会参加事業の利用者の傾向として、長く家庭の中でひきこもりの状態にあった方や、これまでの経緯から周囲との関係が複雑にこじれている場合があり、支援の実施について、より個別性に配慮した取組みの工夫が必要となります。また、思春期には二次障害が深刻化する傾向があり、高校生年代の支援を推進していく必要があります。	令和3年度も、相談支援事業・社会参加事業・キャリア形成支援事業・発達障害者支援連絡協議会を柱として事業を展開していきます。その中で、より一人ひとりの個別性に配慮した、丁寧な支援や高校生年代の支援体制の構築に努めます。また、コロナ禍にあっても安定した活動の実施を目指し、事業の実施方法や環境整備を工夫していきます。	ウ	障害者総合支援センター
72	高次脳機能障害者支援センターの充実	当事者及び家族等へ必要な情報発信と高次脳機能障害の理解促進を図るセミナーの開催等による普及啓発により、早期に適切な支援につなぐとともに、関係機関と調整、連携しながら相談支援を行います。そして、当事者及び家族の方が安心して住み慣れた地域で生活できるように努めます。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	地域相談会を4回開催したところ、毎回約10名の当事者・家族や支援者が参加されたことや、教育委員会主催の研修会(動画によるビデオ研修)に対して、当センターの職員を講師として派遣したところ、参加者187名に対して高次脳機能障害への理解と対応についての研修会を実施しました。また、各関係機関に対して、普及啓発を目的としたパンフレット・リーフレットの作成・配布や調整連携しながら支援を行いました。これらの事業内容に沿った取り組みができたためA評価としました。	有	集合型の研修等の実施方法について新型コロナウイルスの状況下での開催方法の検討を行いました。	支援者向け研修や理解促進セミナー及び地域相談会や当事者会・家族会の一部の開催を見送りました。	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から研修会やセミナー等の開催方法については、ZOOM等のオンライン研修を検討します。	関係機関と連携を図りながら、高次脳機能障害者や家族への相談支援高次脳機能障害の普及啓発、人材育成及び高次脳機能障害者団体への活動支援等の事業を展開します。	ウ	障害者更生相談センター
73	自立支援医療(育成医療)給付	身体に障害のある子どもまたは、現存する病気を放置すると障害を残すと認められる子どもであって、確実な治療効果が期待できる場合に、医療費の給付及び治療用器具費を支給します。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	母子健康手帳やホームページ、指定医療機関等から市民へ制度の周知を図り、適切な医療給付事務を遂行できたため、A評価としました。	有	治療の観点からは急を要さない診断書等の取得等のみを目的とした受診を回避する必要から、児童福祉法施行規則等が一部改正され、受給者証の有効期間の延長措置が取られることになりました。	有効期間を1年間延長した受給者証を交付する等、対応しました。	本制度への申請が可能な方でも、子育て支援医療費助成制度等、主にさいたま市負担の公費負担制度のみの申請にとどまる方がいます。指定医療機関や各区保健センターと一層連携を強化し、制度理解を深め、本制度への申請を案内できるように努めます。	引き続き、指定医療機関や各区保健センター等と連携し、適切な公費負担を実施していきます。	ウ	疾病予防対策課
74	通級指導教室の拡充	通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒が身近な教室で指導が受けられるよう、通級指導教室の拡充を進めます。	通級指導教室の拡充	教室	小学校(難・言)3校3教室 中学校(発・情)1校1教室 特別支援学校(肢体)1校1教室	小学校(難・言)3校3教室 中学校(発・情)1校1教室 特別支援学校(肢体)1校8教室	A	発達障害・情緒障害通級指導教室3教室	小学校の難聴・言語障害通級指導教室に3教室の増設準備を実施し、発達障害・情緒障害通級指導教室を中学校1校に1教室、肢体不自由通級指導教室を特別支援学校1校に1教室の開設準備を実施したことで、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒が、より身近な学校で適切な指導が受けられるようになったことから、A評価としました。	無	—	—	特になし	通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、身近な教室で障害に応じた特別の指導を受けられるよう、小・中学校における発達障害・情緒障害通級指導教室の新設・増設を実施します。	ウ	特別支援教育室
75	チャレンジスクール推進事業	地域社会の中で心豊かで健やかに児童生徒をはぐくむため、地域の方々の参画を得て、子どもたちの自主的な学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施します。	チャレンジスクールに参加して「よかった」「どちらかといえばよかった」と答えた子どもの割合	%	95	97.4	A	95	チャレンジスクールに参加する児童生徒に対してアンケート調査を行い、チャレンジスクールに参加して「よかった」「どちらかといえばよかった」と答えた子どもの割合を算出した結果、97.4%であったため、A評価としました。	有	約6ヶ月間のチャレンジスクール活動の休止等の影響により、回数・参加人数等については、昨年度の3〜4割程度となりました。	各チャレンジスクールの実施にあたり、チャレンジスクールに特化した新型コロナウイルス感染症対応マニュアルの策定や、感染症対策物品の購入支援等を行いました。	コロナ禍においてもボランティアスタッフが安心してチャレンジスクールの活動ができるようにすることが課題であるため、感染症対応マニュアルを随時更新したり、相談体制を強化したりするなど、各校の実行委員会への支援を行います。	コロナ禍においても、人と人とが関わる機会が減少する中、心豊かで健やかな児童生徒をはぐくむために、地域住民との交流活動等の多様な活動を実施するチャレンジスクールを引き続き推進します。上記の課題への解決策に加え、参加児童生徒の満足度の向上や活動の選択肢の拡大に向け、民間のノウハウを活用した「学習プログラム」及び「体験プログラム」をより一層充実し、各チャレンジスクールに広げていきます。	ウ	生涯学習振興課
77	成人式	成人の日に新しい人生の門出を祝福し、成人としての自覚を促すとともに、将来の幸せを願うため、成人式を実施します。	参加満足度(新成人)	%	88	実績なし	C	88	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、会場での開催ではなく、インターネットによる映像配信としたことから、参加者への参加満足度調査が実施できなかったため、C評価としました。	有	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、会場での開催ができませんでした。	インターネットによる映像配信を活用して成人式を実施しました。	令和3年成人式は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、会場での開催ができなかったため、次年度は会場で開催できるように人数制限を設け、入替え制により実施します。	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じたうえで、円滑な運営を目標とし、安全の確保に十分留意しながら、新成人の新たな門出を祝います。	ウ	青少年育成課
78	グリーンライフ猿花キャンプ場運営事業	青少年や青少年団体が、集団野外宿泊、デイキャンプ、レクリエーション、自然体験等を通して、社会性、協調性、ルールや命の大切さなどを学ぶ施設として、利用の推進を図ります。	延べ利用団体数	団体	80	45	C	80	令和2年度においては、緊急事態宣言下であった4月、5月の利用を休止としました。また感染対策としてシーズンを通して宿泊利用の休止や一部の貸出等を制限したことから、延べ利用団体数が45団体にとどまり、目標値に届かなかったため、C評価としました。	有	緊急事態宣言により、4月と5月の施設利用は休止となりました。また、昨年度は宿泊利用を休止しました。	宿泊利用やテントの貸出を休止し、日帰り利用のみとするなど、利用を一部制限しつつ再開しました。	コロナ禍で家族利用が増えましたが、利用者の多くがリピーターや近隣の青少年団体であり、新規利用者の獲得が課題となっています。そのため、猿花キャンプ場の利用について、市報や情報誌、ホームページ等で引き続きPRを行い、利用者の増加につなげていきます。	令和3年度についても、感染防止対策として、利用を一部制限し運営を行います。コロナ禍により、家族での利用が増えているため、今後の利用につながるよう、感染防止対策を講じつつ、キャンプカウンセラーや、猿花キャンプ場を守る会の協力のもと、適切にグリーンライフ猿花キャンプ場を管理・運営していきます。	ウ	青少年育成課
79	児童センター事業	子どもや保護者が交流し、親子で一緒に運動や工作などの体験ができ、また、各種催し物や子育てサークル・子ども会の開催など、地域組織の活動を支援する児童センターの充実を図ります。老朽化が進んでいる児童センターに対し、中・大規模修繕を実施します。	中・大規模修繕実施箇所数	施設	1	1	A	2	中・大規模修繕について、令和2年度は1箇所実施し、安全面に配慮しながら、当初の計画どおりに工期内に完了できたため、A評価としました。	有	令和2年4月1日から6月5日まで及び令和3年1月26日から3月21日まで休館としました。	利用受付を予約制で行い、事業の中止やおもちゃの貸出等について一部制限を行い再開しました。また、共有部分や設備、備品の消毒をするなど感染防止対策を行いつつ運営を実施しました。	放課後児童クラブ併設の施設を工事する際は、居ながら工事となるため、児童の安全を最優先とした区区分け等の工事計画を作成する必要があります。そのため、関係機関や関係所管課と連携し、情報共有を行いながら、円滑な工事の実施へ向けて、準備を進めます。	感染防止対策を行いつつ、利用者のニーズに応えられるよう、引き続き適正な管理・運営を行います。	ウ	青少年育成課

【様式2】 その他事業

R2年度評価基準 A:達成率90%以上 B:達成率70%以上90%未満 C:達成率70%未満  
R3年度以降の方向性 A=廃止 I=縮小 U=継続 E=拡大 O=終了

事業番号	事業名	事業概要	指標	単位	実績			今年度目標	R2年度評価・事業実施内容・成果	新型コロナウイルス感染症拡大の影響等			課題及び解決策	R3年度の事業展開	R3年度以降の方向性	所管
					R2	R2達成値	R2年度別評価			事業への影響の有無	影響の内容(有の場合)	対応状況				
80	「未来(みら)くるワーク体験」(中学生職場体験事業)	キャリア教育の観点から、市立中学校等の生徒を対象に、勤労観、職業観を培うこと、学ぶことの意義を考える機会とするため、地域の事業所等の協力を得て、「未来(みら)くるワーク体験」(中学生職場体験事業)を実施します。	「仕事することは人の役に立つことだと思う」の質問に対して「そう思う」と回答した活動前後の伸び率	P(ポイント)	伸び率12.8P	実績なし	C	伸び率12.8P	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年度は事業を中止としたため、実績なしのC評価としました。コロナ禍における職場体験のあり方について検討するために推進委員会を開催し(書面会議)、令和3年度の実施方針を策定しました。	有	中学生の職場体験を中止としました。	推進委員会は2回とも書面会議で開催しました。担当者連絡協議会については、2回とも中止としました。職場体験予定であった生徒を対象としてキャリア教育に関するリーフレットを作成・配布しました。	コロナ禍においても職場体験を実施するために、令和3年度「未来(みら)くるワーク体験」実施方針を策定しました。また、受入れ事業所手引きに新型コロナウイルス感染症に関する内容を追加しました。	令和3年度「未来(みら)くるワーク体験」実施方針に基づき、各学校及び生徒の受入れ先となる事業所の実状等を鑑み、各学校において事業の実施について検討します。職場体験が実施できない場合は、地域や社会、産業界等と連携協働した取組を実施します。	ウ	生涯学習振興課
81	子どもの居場所づくり(多世代交流会)	地域社会の中で子どもたちが様々な世代との交流を通じて、健全に成長できる環境づくりを推進することを目的とし、市内で会食を実施する団体等に対し、食材費等の経費の一部を助成します。	事業実施箇所数	箇所	2か所増	1か所増	C	2か所増	令和2年度は14か所で事業を実施し、年間延べ利用者数8,244人となりました。前年度比2か所増の目標に対して、1か所増にとどまったため、C評価としました。	有	補助金の交付を決定した15か所中、1か所が令和2年度中に1度も開催することができず、事業実施箇所数が14団体となりました。	会食形式での運営が困難との相談があったため、会食の代替として配食の実施を認める特例を制定しました。	新型コロナウイルス感染症拡大防止と本事業の目的である多世代交流を両立させるため、実施方法や補助内容等の見直しを検討します。	令和2年度に制定した会食の代替として配食の実施の特例を継続するほか、コロナ禍においても事業を継続できる方法を検討していきます。	ウ	子育て支援政策課
82	子どもの社会参画推進事業	子どもの自己肯定感を育て、まちづくりへの参画意識を醸成を図るため、子どもたちが自分たちの力で仮想のまちをつくり、そこで、働き、お金を稼ぎ、物を買ったり、サービスを受けたりする社会体験ができる子どもがつくるまち「ミニO(区)」を実施します。	参加してよかった等と回答した参加者の割合	%	90	95.3	A	90	参加した子どもにアンケートを実施し、95.3%(257人中245人)が参加してよかった等の回答となったため、A評価としました。	有	10区中、8区で開催を見送りました。	10区中8区では、実施を予定していた事業者が開催を見送りました。残り2区では、リモートによる実施など、感染症拡大防止策をとって、開催することができました。	新型コロナウイルス感染症拡大防止と事業目的達成のため、開催方法の見直し等を検討します。	これまで補助事業として10区それぞれで開催していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大による事業中止が相次いだことから、令和3年度は、確実に事業を実施するため、委託事業として子どもたちの参加方法を見直し、感染症拡大防止対策を図りながら、市内2カ所で実施します。	ウ	子育て支援政策課
83	青少年の主張大会	青少年が日々の暮らしの中での思いを、自分の言葉としてまとめ、発表することにより、いかに生きていくか、どのように協働していくかのテーマを見つけ、自ら考え行動することの契機として、実施します。	応募人数	人	1,000	365	C	1,000	学校からの応募が中心のため、緊急事態宣言による休校の影響を受け、応募人数が目標値の37%にとどまったためC評価としました。	有	小・中学校の登校期間及びカリキュラムの変更により、応募人数が減少しました。	カリキュラムに対応した作品応募について提案すると共に、前年度よりも募集期間を長くしました。	応募人数を増やすことが課題です。募集チラシの早期作成や、市ホームページ及び市報への掲載、各学校に対する作品応募の協力依頼等の働きかけを行います。	令和3年度当初は小・中学校の授業に変更予定はないため、引き続き、市ホームページや市報、学校を通じて募集し、応募人数を増やしていきます。	ウ	青少年育成課
84	青少年による郷土芸能伝承活動支援事業	青少年の地域への関わりや、地域の交流を一層推進するため、青少年の健全育成を目的とした太鼓やお囃子、獅子舞等の郷土芸能伝承活動団体へ補助金を交付し、支援を行います。	交付団体数	団体	40	29	B	40	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、団体の活動が予定どおりに行うことができず、最終的には交付団体数23団体への交付となりましたが、当初29団体より交付申請があり、B評価としました。	有	団体としての活動の自粛や、行事やイベントが中止となり発表の機会を設けることができない状況が続きました。	年度を通してイベントや行事が開催できない状況が続いたため、補助金の交付要件である「年1回以上の公の場での発表」を一時的に緩和しました。	集まるとの活動が難しい中、コロナ禍においても活動郷土芸能の伝承が継続できるようにするため、オンライン等、新たな団体の活動の形を推奨し、周知を行います。	令和3年度においても、青少年の地域へのかかわりや交流を一層推進するため、市報や市ホームページへの掲載、各区情報公開コーナーへのチラシ等の設置などにより周知を図りながら、本事業を継続していきます。	ウ	青少年育成課
85	青少年団体補助事業	青少年団体の自主活動や育成組織活動を促進するためのボランティア活動・イベント事業などについて、青少年団体等に補助を行い、青少年の健全育成を推進します。	交付団体数	団体	91	88	A	91	多くの団体に補助金を交付し、活動を支援したことから、A評価としました。(さいたま市ボーイスカウト協議会・さいたま市ガールスカウト連絡協議会・青少年育成さいたま市民会議本部・青少年育成さいたま市民会議9区連絡会・青少年育成さいたま市民会議65地区会・さいたま市子ども会育成連絡協議会・さいたま市子ども会10区連合会)	有	新型コロナウイルス感染症の影響により、事業を中止した団体がありました。	新型コロナウイルスにより事業を中止した場合でも、補助の対象となる経費の例を各団体へ配布し、条件を満たしている団体に対し補助金を交付しました。	集まるとの活動が難しい中、コロナ禍においても青少年の健全育成のための活動を継続できるように支援していくため、各団体の活動実績を共有し、実施方法を検討いただくよう働きかけていきます。	91団体のうち、交付条件を満たした団体に対し補助金を交付するとともに、各団体の活動実績を共有し、状況に応じた活動を検討していただくよう働きかけを目的とする青少年団体の活動を引き続き支援します。	ウ	青少年育成課
86	親！おや？なるほどだねット出前講座	インターネットトラブルから子どもたちを守るため、保護者をはじめとする子どもを取り巻く大人たちが、携帯電話やスマートフォン等に関する現状や課題を理解し、子どもたちに指導できるようにするための出前講座を行います。	参加人数	人	1,600	187	C	1,600	2件の学校を訪問して、187名の児童生徒を対象に実施しました。新型コロナウイルス感染症拡大により学校を訪問しての実施が困難となり、参加人数が目標値の12%に留まったため、C評価としました。	有	感染拡大防止のため、学校を訪問しての実施が困難となりました。	担当する職員の検温・体調確認を確実に実施するとともに、実施時は「3密」を避けるなど、感染拡大防止の対策を行いました。	より多くの機関より申込をいただき、携帯電話・スマートフォン使用に関する現状や課題を啓発できるように、教育研究所webページや、市内小中学校校長会等を通じた広報・周知の充実を図ります。	関係各機関に事業内容を周知するとともに、申込をいただいた機関の要望や意見等も伺いながら、順次実施します。	ウ	教育研究所
87	非行防止対策の推進	青少年の健全育成・非行防止に関する市民意識の高揚を図るため、子供・若者育成支援強調月間中に、青少年健全育成に関わる団体等が協力し、非行防止キャンペーンを各区で展開します。また、青少年の健全育成・非行防止のため、大宮駅周辺のパトロール及び各地区における巡回活動を実施します。	キャンペーン参加地区数	区	10	8	B	10	非行防止キャンペーンを行っている区民まつりが新型コロナウイルス感染症の影響により中止となるなど、活動が制限される状況の中、全10区のうち、8区で啓発活動を実施できたため、B評価としました。	有	キャンペーンを行う区民まつりが各区で中止となりました。	配付場所を区民まつりに限定せず、地域の実情により、行事等に併せて啓発活動を実施するなど工夫しました。	令和2年度は10区のうち2区がキャンペーンに参加できなかったことが課題です。全体での実施実績を共有し、各地区における実施方法を検討いただくよう働きかけていきます。	市内地域の実施方法を共有し、地域の実情に合わせた啓発方法を検討していただくよう各地区の団体へ働きかけていきます。	ウ	青少年育成課
88	子ども・若者育成支援事業	子ども・若者育成支援推進法に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者が円滑な自立が果たせるよう、地域の関係機関等が連携し支援を行います。また、社会環境の変化により、若者を取り巻く問題は多岐に渡るため、各支援機関の連携が不可欠であるため、支援の要となるユースアドバイザーを養成します。	ユースアドバイザー養成人数	人	20	28	A	20	ユースアドバイザー養成研修では、スキルアップ研修を実施し、28人に対して修了証を交付することができたため、A評価としました。	有	研修申込者数が、感染防止対策を講じたうえで定めた会場の定員を上回り、希望者全員の受講ができませんでした。また、中級編のブラッシュアップ研修を開催できませんでした。	申込者のうち、各所属ごと最低1名受講できるよう割り振り、研修資料を共有していただくとともに、研修内容を撮影し、希望者に後日貸し出せるようにしました。また、ブラッシュアップ研修の代わりに、若者自立支援ルームにおける支援事例集を作成し、配布しました。	子ども・若者を取り巻く環境は常に変化し、問題は複合化・複雑化しているため、関係機関の連携、重層的な支援を図る必要があります。受講者数を維持するため、現在の若者が抱える課題についての理解を深め、状況に対応した研修内容を検討する必要があります。	新型コロナウイルス感染症対策を実施しつつ対面で研修を開催する方法や、感染拡大により対面で開催できなかった場合の開催方法を検討していきます。	ウ	青少年育成課
89	若者自立支援ルーム事業	社会生活を営むうえで困難を有する、市内在住30歳代までの若者に対し、個人の状態に合わせた自立支援プログラムを段階的に実施し、円滑な自立が果たせるよう継続的な支援を行います。	自立に向かっていると回答した割合	%	64	68	A	65	令和2年度は、利用者アンケートで自立に向かっていると回答した割合の達成値が68%と目標値を上回ったため、A評価としました。	有	新型コロナウイルス感染症の影響により、閉所期間がありました。	閉所期間中も、アウトリーチを実施し、困難を抱える若者に寄り添った活動を実施しました。	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、利用者の中には閉所期間であっても来所を控えるケースがあり、自立に向けた支援についてより一層の工夫が必要な状況にあります。引き続き、アウトリーチの実施や、感染対策を講じた事業運営を展開していきます。	新型コロナウイルス感染症対策に注意した自立支援プログラムの考案や、アウトリーチの実施といった、感染対策を講じた事業運営を展開し、円滑な自立が果たせるよう継続的な支援を行います。	ウ	青少年育成課

【様式2】 その他事業

R2年度評価基準 A:達成率90%以上 B:達成率70%以上90%未満 C:達成率70%未満  
R3年度以降の方向性 A=廃止 I=縮小 U=継続 E=拡大 O=終了

事業番号	事業名	事業概要	指標	単位	実績			今年度目標	R2年度評価・事業実施内容・成果	新型コロナウイルス感染症拡大の影響等			課題及び解決策	R3年度の事業展開	R3年度以降の方向性	所管
					R2	R2達成値	R2年度別評価			R3	事業への影響の有無	影響の内容(有の場合)				
90	若年者職業的自立支援事業	若年者の職業的自立を図るため、地域若者サポートステーション事業をはじめとする各種若年者就業支援を行います。	地域若者サポートステーションさいたまによる就職等進路決定者数	人	130	80	C	96	若年者への就労支援を実施した結果、就職等進路決定者数(就職者数)が合計80名となり、目標値に対して、達成率が約6割であるためC評価としました。 ・「地域若者サポートステーションさいたま」における就労支援による進路決定者数 80名	有	緊急事態宣言期間中の対面での個別相談等を中止しました。また、セミナー等は定員を削減して実施しました。	一部、オンラインを活用した個別相談やセミナー等を実施して対応しました。	コロナ禍においても、継続して必要な就労支援等を行える手法を検討する必要があります。引き続き、オンラインを活用した個別相談やセミナー等を実施して対応します。	コロナ禍前までは、雇用人材不足による求職者優位の「売り手市場」傾向が続いていましたが、現在、新型コロナウイルス感染症の終息の見通しがつかないことから、その影響により、逆に事業者側の求人が停滞することが予想されるため、さらなる若年者への就労支援事業を検討していきます。	ウ	労働政策課
91	いじめのないまちづくり推進事業	さいたま市いじめ防止対策推進条例に基づき設置した「さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク」を活用し、啓発活動の実施、関係機関等の連携強化を図るなど、いじめの防止に取り組みます。	啓発活動の実施回数	回	2	2	A	2	ネットワーク会議については、年2回開催予定でしたが、第2回のみ開催となりました。第1回は事前に各委員からいただいた取組や意見を取りまとめ、書面にて情報共有を行いました。また、市内各学校へ趣旨を説明し啓発活動を行いました。 啓発活動の実施回数について、会議1回、啓発活動1回の計2回行ったことからA評価としました。	有	ネットワーク会議を2回予定していましたが、1回開催となりました。	第1回ネットワーク会議は対面による開催は中止となりましたが、事前に各委員からいただいた取組や意見を取りまとめ、書面にて情報共有を行いました。	子ども・若者を取り巻く環境の変化により複雑化するいじめ問題に対応するため、関係機関の更なる連携が必要です。今後のいじめのないまちづくりネットワーク会議において、関係機関の情報共有の場を増やし、連携の幅を広げるよう取り組みます。	令和3年度においても、「さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク」を開催し、いじめ防止等に関わる関係機関や団体との連携を図るとともに啓発活動を行い、いじめ防止等のための対策を推進します。	ウ	青少年育成課
92	ひきこもり対策推進事業	「ひきこもり相談センター」において、電話・面接等にて相談支援を行う他、グループ活動、リレート(ひきこもり)サポーター派遣等による支援を実施します。また、地域連携や普及啓発、人材育成を実施し、支援の充実を図ります。	リレートサポーター派遣件数	件	100	73	B	100	リレートサポーター養成研修を1回実施し、11名が参加、そのうち6名が登録しました。派遣事業利用者は8名、派遣件数は73回と目標値を下回ったため、B評価としました。	有	緊急事態宣言中は、原則的には派遣を中止していたため、継続的な支援が困難となりました。	リレートサポーターが派遣できない間は、個別の担当が電話にて支援を行うなど、リレートサポーター派遣がスムーズに再開できるよう対応しました。	リレートサポーターは大学生が多く、就職等により活動終了となることが多いため、継続的な養成が課題となっています。	引き続き、リレートサポーターを養成し、派遣事業を実施します。	ウ	こころの健康センター
93	子どもの精神保健相談室	「子どもの精神保健相談室」において、小学4年生から中学生の子どもとその家族や関係機関等を対象に、電話・面接等にて心の問題に関する相談を行う他、グループ活動による支援を実施します。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	小学校4年生から中学生の子どもとその家族等を対象に電話や面接相談を実施しました。また、相談にいらした子どもや家族のこころの回復支援を目的とした集団心理教育グループ事業を実施したため、A評価としました。	有	令和2年4月～6月の緊急事態宣言中のグループ事業を感染予防のため中止しました。	中止していた間は、電話や面接にて支援を継続しました。令和2年6月より、感染予防対策を講じて、グループ事業を再開しました。	感染症の長期化・拡大による精神的な影響も大きく、今後も子どもやその家族のこころの健康回復のための相談支援が必要です。また、子どもの身近な支援者の相談知識と技術の向上を図るために、子どもの精神保健に関する研修を開催する必要があります。	ウ	こころの健康センター	
94	教育相談室・教育支援センター	市内6か所の教育相談室・教育支援センターにおいて、児童生徒の学校生活に関わる様々な相談や、未就学児のこころや発音などに関する相談に応じます。また、様々な理由で登校することが困難な児童生徒に対して、社会的自立を目指した支援・指導を行います。	子育て学習会の実施回数	回	1	6	A	6	市立教育相談室に専門の相談員等を配置するとともに、電話やSNSを活用した相談窓口を設置しました。また、市内6か所の教育支援センターにおいては、不登校児童生徒の社会的自立を目指し、学習や生活に関する相談・指導を行いました。 市内6か所の教育相談室で各1回、合計6回の子育て学習会を実施したため、A評価としました。	有	感染症拡大防止のため、電話による教育相談や、研修会等の実施方法を工夫しました。	1回目の緊急事態宣言中は、緊急ケースを除き、入室相談を停止して、電話相談で対応しました。教育相談主任や心理等の専門職を対象にした研修会等は、書面開催及び回数や時間の削減、分散等の工夫をして実施しました。	「不登校児童生徒への支援の在り方について」(令和元年10月25日付け初等中等教育局長通知)により、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が社会的に自立することを旨とする支援が求められています。不登校児童生徒に寄り添った段階的な支援においては、学校外における学習等の努力を積極的に認め、児童生徒の自己肯定感を高めることが重要となっています。	不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援を図るため、「不登校児童生徒の『指導要録上の出席扱い』に係るガイドライン」の更なる周知を図るとともに、学校と家庭を結びオンラインによる学習支援等の案内や「子育て学習会」の開催、「フリースクール等連絡協議会」の開催により、教育委員会・学校と民間施設、保護者との連携を強化します。また、SNSを活用した相談窓口の開設を早期、市立中・高等・中等教育学校の全生徒を対象に、4月15日より週2日で相談を実施するほか、一部期間(年度初め、5月連休明け、夏季・冬季休業明けの特定期間)は毎日実施します。	ウ	総合教育相談室
95	未成年後見人支援事業	親権を行う者又は未成年後見人がいない児童等について、児童相談所長は福祉のために必要があるときは、家庭裁判所に対して未成年後見人の選任の請求をし、その選任された未成年後見人の支援として、必要な報酬の支払いと損害賠償保険の加入を行います。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	新たに3名の児童に対し、未成年後見人の選任請求を行い、選任された未成年後見人に対し、報酬の支払い及び、損害賠償保険の加入を適正に行うことができたため、A評価としました。	無	—	—	厚生労働省より、児童相談所長以外が選任請求をおこなった場合でも、報酬の支払い及び損害賠償保険の加入を行えるよう支援事業の拡充が示されています。しかし、本市においては、候補児童が待機している現状があり、今後の拡充にあたり優先順位等をどのように設定していくか課題となります。	継続し実施していきます。	ウ	北部・南部児童相談所
96	身元保証人確保対策事業	児童養護施設等に入所中又は退所した子どもに対し、就職やアパート等の賃借、大学等へ進学する際に施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約を締結することにより、身元保証人を確保し、子どもの社会的自立の促進を図ります。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	児童養護施設等に入所中、または退所した児童に対して、施設長等が身元保証人になった際に、適正に損害保険契約を締結したため、A評価としました。	無	—	—	身元保証人確保対策事業は、就職やアパート等の賃借、大学等へ進学する際に損害保険契約を行うことから、年度末に集中することが多く、効率的に手続きを行っていく必要があります。	児童養護施設等に入所中、または退所した児童に対しての身元保証人確保を、継続して実施していきます。	ウ	北部・南部児童相談所
97	施設入所児童フェースタート応援事業	児童養護施設等に入所又は委託されている高校生の学習や高校生活等にかかる費用のうち、措置費では不十分なものに対して補助を実施することにより、進学や自立に向けたスタートラインでの格差を解消し、進学率や就労率の向上を図ります。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	児童養護施設等に入所又は委託されている高校生の費用について、補助を実施し、児童の進学・自立を促進したため、A評価としました。	無	—	—	高校生の児童がいるにも関わらず、補助の申請をしなかった施設があるため、引き続き対象児童の在籍する施設に周知を行う必要があります。	令和3年度も、児童養護施設等に入所又は委託されている高校生に対して、学習や高校生活等にかかる費用の補助を引き続き実施します。	ウ	北部・南部児童相談所
98	自立援助ホーム入所児童自立援助事業	自立援助ホームに委託された児童の就業を支援し、その自立を図るため、就職に際して必要となる若しくは就職に有利となる資格の取得に必要な講座の受講費等を援助します。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	本市の自立援助ホーム入所児童が入学した自動車学校の経費について、補助を実施し、児童の就職・自立を促進したため、A評価としました。	無	—	—	令和2年度は申込者が1人にとどまったため、引き続き対象児童の在籍する施設に周知を行う必要があります。	令和3年度も、自立援助ホーム入所児童に対して、就職等に役立つ資格の取得に必要な経費の補助を引き続き実施します。	ウ	北部・南部児童相談所

【様式2】 その他事業

R2年度評価基準 A:達成率90%以上 B:達成率70%以上90%未満 C:達成率70%未満  
R3年度以降の方向性 ア=廃止 イ=縮小 ウ=継続 エ=拡大 オ=終了

事業番号	事業名	事業概要	指標	単位	実績			今年度目標	R2年度評価・事業実施内容・成果	新型コロナウイルス感染症拡大の影響等			課題及び解決策	R3年度の事業展開	R3年度以降の方向性	所管
					R2	R2達成値	R2年度別評価			事業への影響の有無	影響の内容(有の場合)	対応状況				
99	保育所の優先入所	ひとり親家庭等の子育てと仕事の両立を支援するため、ひとり親家庭等の子どもが優先的に保育所へ入所できるよう配慮します。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	ひとり親家庭等の生活状況を考慮し、優先的に保育所に入所できるよう継続して配慮を行ったため、A評価としました。	無	—	—	核家族化や女性の社会進出に伴い、保育需要が高まっている中、生活の安定と自立のため、より保育の必要性の高いひとり親家庭等の児童が優先的に保育所へ入所できるよう、継続して配慮を行う必要があります。	引き続き申請に基づいて適正に実施し続けることで、ひとり親家庭等の子育てと仕事の両立を支援し、児童の健全な育成と児童福祉の増進を図っていきます。	ウ	保育課
100	放課後児童クラブの優先入所	ひとり親家庭等が、子育てと仕事の両立を図ることができ、生活の安定と自立を促進するために、放課後児童クラブの入室における審査基準点の加減などによる優遇措置を講じます。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	さいたま市放課後児童健全育成事業実施要綱に基づき、ひとり親家庭等が優先的に利用できるよう放課後児童クラブの入室審査において、指数の加減などによる優遇措置を行ったため、A評価としました。	無	—	—	入室希望者が定員を大きく超過するクラブでは、ひとり親家庭等でも不承諾となるのが懸念されます。そのため、引き続き放課後児童クラブの拡充に努め、待機児童の解消に取り組んでいきます。	引き続き適正な制度の運営、周知を行います。	ウ	青少年育成課
101	市営住宅における母子世帯等の優先入居	市営住宅の定期募集に際し、ひとり親世帯等の社会的弱者の当選確率を優遇し、居住の安定を図ります。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	市営住宅の入居募集の際に母子世帯、高齢者世帯、障害者世帯など住宅困窮度の高い世帯に対して、抽選番号を1つ多く付与することによって一次当選確率を高め、一次当選者の中から入居順位を決定する際の困窮度判定時には加減を行い、優遇を行いました。	無	—	—	昨今は社会情勢の変化に伴い、さまざまな事情を抱えた家族形態が存在するため、柔軟に対応を行っていく必要があります。	今後も引き続き、母子世帯を含む住宅困窮度の高い世帯に対し、優遇措置を継続します。	ウ	住宅政策課
102	民間賃貸住宅への入居支援	高齢者、障害者、ひとり親世帯等の住宅確保要配慮者に対し、賃貸住宅に関する情報提供を行うとともに、賃貸人への入居促進に向けた啓発を図ることにより、民間賃貸住宅への入居を支援します。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	ひとり親世帯や高齢者等の住宅確保要配慮者に対し、賃貸住宅に関する情報提供を実施しました。また、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居や居住の安定の確保に向け、不動産事業者や賃貸人に対し、受入れにあたっての対応等をまとめた「居住支援ガイドブック」を作成し、不動産関係団体に配布することで、入居促進に向けた啓発を図ったため、A評価としました。	無	—	—	居住支援協議会の構成員である不動産関係団体、居住支援団体、庁内関連部署と居住支援に係る連携・協議を図り、ひとり親世帯等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の促進を図っていく必要があります。	引き続き、賃貸住宅に関する情報提供を行うとともに、賃貸人への入居促進に向けた啓発を図ることにより、民間賃貸住宅への入居を支援していきます。	ウ	住宅政策課
103	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業(生活支援)	ひとり親家庭の母等の抱える日常生活上の様々な悩み等の相談に関し、母子・父子自立支援員等による適切な助言や指導を行うとともに、各種行政支援策等の情報提供を行うなど、直面する諸問題の解決に向け支援します。また、法律知識が必要となる親権等の相談に関しては、弁護士による法律相談を実施します。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	令和2年度は、就労に関する相談が63件増加し昨年度の1,453件から1,516件となり、それら相談に対して母子・父子自立支援員等による適切な助言や指導を行うとともに、各種行政支援策等の情報提供を行うなどセンター事業を実施しました。また、法律知識が必要となる親権等の相談に関しては、弁護士による法律相談を実施しました。	有	相談件数の増加	個々の状況を聞き取り、適切な支援や相談窓口に繋がりました。	新型コロナウイルスの影響が未だある中で、それぞれの相談に応じた対応ができるよう、国等が実施する研修を母子・父子自立支援員等にオンラインでの受講も含め積極的に受講させるなど、支援体制の強化が必要です。	相談の日時について、毎月最終日曜日(年末年始を除く)も可能とし、ひとり親家庭の相談体制を強化します。	ウ	子育て支援政策課
104	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業(養育費相談)	ひとり親家庭の母等の養育費に関して専門家との相談を実施するほか、養育費取得等に関する相談機関や各種支援策などの情報提供を行います。	養育費に係る法律相談の受付数	件	23	35	A	28	令和2年度においては、35件の離婚前後に関する法律相談を行ったため、A評価としました。	有	直接来庁による対面相談が困難な場合があります。	令和2年度中の一部相談は、新型コロナウイルスの影響により、電話相談に変更しました。	コロナ禍においても安心して相談できる体制の整備が必要です。	対面相談のほかオンラインでの受講も可能とし、安心して相談できるような体制を整備します。	ウ	子育て支援政策課
105	児童扶養手当	父又は母と生計を同じくしていない児童を育成する家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童を養育する者に児童扶養手当を支給します。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	児童扶養手当の支給について、令和2年度は受給者へ支払を着実に行ったため、A評価としました。	無	—	—	今後、児童扶養手当の制度改正があった際には、それに対応し、支給業務を滞りなく行うことが課題として挙げられます。	申請窓口の区支援課と制度改正の情報共有をしながら、引き続き事業を実施します。	ウ	子育て支援政策課
106	母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度	母子、父子及び寡婦に対して必要な資金を貸す母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度を推進し、母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方の経済的自立や、扶養している児童の福祉増進を図ります。	貸付件数	件	90	72	B	92	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方への資金の貸付件数において、令和2年度は72件の貸付でした。必要な方への経済的自立や、扶養している児童の福祉増進に寄与することができたと思われませんが、目標である数値には達しませんでしたので、B評価としました。	無	—	—	貸付金としては、事業に必要な資金、児童の修学に必要な資金等で、修学資金・就学支度資金が9割程度を占めます。令和2年度から文部科学省の高等教育における修学新制度(授業料等免除及び給付型奨学金)により当該制度の申請が減少したことで、貸付件数も減少しました。修学資金以外の貸付を希望する方へ制度の周知を十分に行い、経済的自立のための支援が必要です。	引き続き令和3年度も、制度の周知を十分に行うとともに、貸付を希望する方に必要な情報を提供し、適切な相談業務を実施するため、ひとり親家庭自立支援センター職員の知識の向上を図ります。	ウ	子育て支援政策課
107	ひとり親家庭等医療費支給事業	受給資格者[1. 母子家庭の母、2. 父子家庭の父、3. 養育者家庭の養育者(1人)、4. 父又は母に一定の障害がある場合は当該障害の状態にない方の1人、5. 上記1～4に監護されている児童で18歳に達した日の属する年度の末日までのもの(一定の障害のある児童については20歳未満)]の中で、受給資格証の交付を受けたものの健康保険各法に規定する保険診療一部負担金を助成します。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	ひとり親家庭等医療費を滞りなく支給し、安定的な制度運営を実施できたため、A評価としました。	無	—	—	受給資格があるにもかかわらず、支給を受けていない家庭があることが課題として挙げられます。解決策としては、支援課との連携を密にし、対象者に対して申請の勧奨をしていきます。	昨年度に引き続きひとり親家庭等医療費を滞りなく支給し、安定的な制度運営を実施していきます。	ウ	年金医療課
108	ひとり親家庭児童就学支度金	中学校に入学予定の児童を養育している市町村民税非課税世帯(生活保護受給世帯は除く)の母子家庭の母、父子家庭の父又は父母のいない児童を養育している人に、その児童の入学準備に必要な経費の一部を助成します。	ひとり親家庭児童就学支度金支給児童数	人	260	284	A	262	令和2年度においては、児童扶養手当申請時に案内を徹底することやひとり親家庭等医療費支給制度の通知に案内を同封する等、周知を行い、281件(児童数284人)の方に支給を行いました。	無	—	—	コロナ禍において区役所に来庁する機会が減っていますが、対象者への案内に漏れがないよう、申請の窓口である各区支援課でも周知を徹底する必要があります。	令和3年度についてもひとり親家庭への周知を徹底しながら引き続き事業を行います。	ウ	子育て支援政策課
109	就学援助制度	経済的な理由で、小・中学校へ通う児童生徒の学用品の購入や給食費の支払いが困難な保護者に対し、それらの費用の一部を援助します。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	昨年度に引き続き、小学校及び中学校入学前に入学準備金を支給するなど、援助を必要としている保護者に対し、必要な支援を行ったため、A評価としました。	有	支給項目である修学旅行の各学校での自粛	支給項目に修学旅行費の実費補助がありますが、コロナウイルス流行により各学校の自粛が行われたため、各学校への実施予定の把握や、要件に合う代替学習への支給を行いました。	経済的な理由等で就学援助を必要とする保護者が、必要とする時期に援助を受けられる制度であることが重要であるため、制度の周知を十分に行っていく必要があります。	本年度より、支給項目に「オンライン学習通信費」の項目を追加し、支給を行っていきます。	ウ	学事課

【様式2】 その他事業

R2年度評価基準 A:達成率90%以上 B:達成率70%以上90%未満 C:達成率70%未満  
R3年度以降の方向性 ア=廃止 イ=縮小 ウ=継続 エ=拡大 オ=終了

事業番号	事業名	事業概要	指標	単位	実績			今年度目標	R2年度評価・事業実施内容・成果	新型コロナウイルス感染症拡大の影響等			課題及び解決策	R3年度の事業展開	R3年度以降の方向性	所管
					R2	R2達成値	R2年度別評価			R3	事業への影響の有無	影響の内容(有の場合)				
110	ひとり親家庭等自立支援プログラム策定事業	ひとり親家庭の母等の就業・自立を促進するため、対象者に合った自立支援計画を立てて、就職等のサポートを行います。また、必要に応じて、ハローワークとの連携による職業訓練の支援要請を行います。	プログラム策定件数	件	1	0	C	1	令和2年度においては、申請者がいなかったため、C評価としました。	無	—	—	平成26年度から各区役所にジョブスポットが設置(平成27年度までに全10区に設置)されており、ハローワークに支援要請を行うことなく、案内することが可能となったため、利用者がありません。他事業と組み合わせることでよりきめ細かい支援が可能となる本事業の活用が必要です。	令和3年度からひとり親家庭等自立支援プログラム策定を受けているひとり親を対象に新たに住宅支援資金の貸付事業の実施を検討しているため、実施の際には二つの事業を併せて周知を行います。	ウ	子育て支援政策課
111	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業(就労支援)	ひとり親家庭の母等の就業・自立を促進するため、就業に関する各種相談に応じるほか、就業に必要な知識や技能の習得を図るための就業支援講習など就業に向けた支援を行います。	講習会の満足度	%	90	94	A	91	講座のアンケートから満足度が94%であったため、A評価としました。	有	講習会等の一部中止	介護初任者研修と就業支援講習会の一部を中止しましたが家計管理講習会や養育費講習会はオンライン開催としました。	新型コロナウイルスの影響によりオンラインでの開催が可能なものについては、今後もオンラインでの開催も検討していきます。	ひとり親家庭のニーズから介護職員初任者研修に代わり、医療事務講座を実施します。また、講習会の実施についてさらに広く周知できるよう、民間支援団体と連携した周知を行います。	ウ	子育て支援政策課
112	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の一層の生活の安定を図るため、就職に有利な資格の取得を目指し、1年以上養成機関などで修学する場合に、高等職業訓練促進給付金を支給します。	養成機関修了者(進学の方を除く)の就職率	%	90	91	A	82	令和2年度においては、57名に66,007,000円の支給を行いました。達成値については、91%の就職率であり、目標値達成のためA評価としました。	無	—	—	就職できていない方の多くは資格取得試験に不合格であったため、事前相談の段階で合格率が低い資格を希望する方に対しては、丁寧な聞き取り・相談対応が必要です。	令和3年度から新型コロナウイルス感染症による生活安定のため、短期間で修得できる民間資格も含めるなど対象要件の拡大を検討します。	エ	子育て支援政策課
113	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の自立の促進を図るため、教育訓練講座を受講し修了した場合、経費の一部を支給します。	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給件数	件	14	9	C	15	支給件数が9件にとどまり、C評価としました。	有	一部講座の開催の中止	民間の講座が中止となった場合があったことから、目標値に届きませんでした。また、講座期間が延長された方についても支給対象としました。	新型コロナウイルスの影響により、収入の安定した職に就くため、資格取得の相談は増加しており、給付金対象講座指定の件数は増加している状況です。本制度の給付を受けるためには、講座受講前にその講座が給付金対象講座に指定されることが必要であるため、受講開始前に必ず市に相談いただくよう、制度の更なる周知を図る必要があります。	本制度の周知とともに令和3年度に講座を修了した方について、給付金の支給を速やかに行います。また、令和3年度から高等職業訓練促進給付金の支給要件が拡大した場合、それと併用して利用する方の増加が見込まれます。	ウ	子育て支援政策課
114	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の学び直しのため、高等学校卒業程度認定試験の対策講座を受講し、その修了時と高等学校卒業程度認定試験の合格時に、経費の一部を支給します。	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給件数	件	2	7	A	2	高等学校卒業程度認定試験の受験対策講座が修了した際に支給する修了時給付金の支給を4件、試験を合格した際に支給する合格時給付金の支給を3件実施し、目標値を達成できたため、A評価としました。	無	—	—	この事業は科目履修のために養成機関に通われる場合には対象とはならないため、本人が受講を希望する講座が対象講座となるのか、丁寧にご案内する必要があります。	周知を徹底し、引き続き事業を実施します。	ウ	子育て支援政策課
115	生活困窮者自立支援事業(学習支援事業)	学業や進学が十分に準備されない生活困窮世帯の子供が成長し、大人になって再び生活困窮に至る「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護受給世帯の中学生及び高校生と児童扶養手当全額受給世帯の中学生と生活自立・仕事相談センター利用世帯の中学生を対象として、基礎学力や学習習慣の定着等を目的とした「学習支援」や、良好な人間関係を構築するための「居場所づくり支援」を行います。また、高校生に対しては「高校中退防止」の支援も行います。	教室参加者の出席率	%	40	61	A	40.6	教室参加者の出席率について、受託者や生保担当ケースワーカーによる参加勧奨等を行ったことにより参加者が増え、また、継続した出席につながるよう生徒の教室に対する参加意欲や満足度を高めた結果、出席率が61%となったため、A評価としました。	有	施設利用が不可能となり、利用定員の制限が設けられました。	郵送等による代替支援を行ったり、参加日数を減らして教室開催ができるよう調整を行いました。	対象者に対する参加者の割合は依然として低いため、継続して受託者及び生保担当ケースワーカーが参加勧奨を行ったり、受託者が作成したチラシによる呼びかけ等で改善を目指します。	事業規模は13教室のまま継続し、登録人数及び参加人数を増やしながら学力及び非認知能力の向上を図り、貧困の連鎖の防止を目標とします。	ウ	生活福祉課
116	入学準備金・奨学金貸付事業	経済的な理由で、修学(進学)が困難な高校生、大学生等に対し、入学準備金又は奨学金の無利子の貸付を行います。また、奨学金返済に伴う経済的負担を考慮し、大学生等の貸付について、一部の要件に該当した場合には返還金の一部を免除する返済支援制度を創設したため、新制度の対象となる貸付を行うとともに、制度の適正な運用に努めます。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	引き続き、現行の貸付制度において、経済的理由により修学困難な学生等に対し、入学準備金又は奨学金の無利子貸付を行いました。また、一定の要件に該当した場合に返還金の一部を免除する返済免除制度を開始し、新制度の対象となる奨学金の受付、貸付けを行ったため、A評価としました。	有	例年よりも申請期間を延長しました。	申請について、窓口への本人提出を求めているため、申請期間を延長して対応しました。	申請について、窓口への本人提出を求めているため、申請期間を延長して対応しました。	引き続き、無利子貸付けを継続するとともに、新たな返還免除制度についてさらに周知していきます。	ウ	学事課
135	勤労者支援資金融資	市内在住の勤労者を対象に、教育資金等の融資を行います。(教育資金の用途は、学校教育法に定められた教育機関、各種専門学校等の入学金、授業料など本人又は家族の教育資金)	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	市内在住の勤労者に対する生活支援策として、生活の安定及び福祉の向上を目的に、住宅・教育資金の融資のあっせんを行う勤労者支援資金融資事業を実施したため、A評価としました。	無	—	—	民間金融機関の低金利ローンの影響等により、本資金融資制度の利用が減少しています。そのため、対象者及び資金用途の見直しを図ることで、勤労者のニーズに即した利用しやすい融資制度に改正しました。	市内在住及び在勤の勤労者に対する生活支援策として、生活の安定及び福祉の向上のために、必要な融資制度であることから、改正した融資制度の周知を積極的にを行い、利用者の増加を目指します。	ウ	労働政策課
136	要保護標準保護児童生徒医療援助事業	経済的な理由で、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、政令に定められた疾病治療に対する医療費を援助します。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	経済的理由で就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、該当疾病の治療費を援助することで、経済的な差によらず児童生徒に必要な治療の提供ができました。また、新型コロナウイルス感染症に伴う市立学校の一斉臨時休業期間についても、医療費の援助を行ったことから、A評価としました。	有	対象疾病の把握	臨時休業期間は学校における健康診断が実施出来ず、該当疾病の把握が困難だったものの、保護者からの申請に基づき医療券を発行し、治療が受けられるようにしました。	経済的理由で就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、制度の周知を図るとともに、医療費の援助を適正に実施する必要があります。	令和2年度に引き続き、経済的理由で就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、医療費の援助を適正に実施します。	ウ	健康教育課
137	標準保護児童生徒給食援助事業	経済的理由で就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、学校給食費を援助します。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	経済的理由で就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、学校給食費の援助を適正に実施することで、経済的な差によらず児童生徒に給食の提供ができました。また、新型コロナウイルス感染症に伴う市立学校の一斉臨時休業期間についても、昼食費として学校給食費相当額を支給したことから、A評価としました。	有	昼食費の支給	一斉臨時休業期間について、昼食費として、学校給食費相当額を支給しました。	経済的理由で就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、制度の周知を図るとともに、学校給食費の援助を適正に実施する必要があります。	令和2年度に引き続き、経済的理由で就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、学校給食費の援助を適正に実施します。	ウ	健康教育課

【様式2】 その他事業

R2年度評価基準 A:達成率90%以上 B:達成率70%以上90%未満 C:達成率70%未満  
R3年度以降の方向性 A=廃止 I=縮小 U=継続 E=拡大 O=終了

事業番号	事業名	事業概要	指標	単位	実績			今年度目標	R2年度評価・事業実施内容・成果	新型コロナウイルス感染症拡大の影響等			課題及び解決策	R3年度の事業展開	R3年度以降の方向性	所管
					R2	R2達成値	R2年度別評価			事業への影響の有無	影響の内容(有の場合)	対応状況				
138	特別支援教育就学奨励費事業	小・中学校に就学する児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担の能力に応じ、就学に必要な経費を一部補助します。それにより、特別支援教育の普及奨励を図ります。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	学校を通じて対象者から申請を受け付け、962人に支給を実施したことから、A評価としました。	有	新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業により、給食が停止となりました。	給食停止時にも給食を提供したのとして、給食費を補助しました。	引き続き計画どおり事業を実施します。	引き続き本事業を実施します。	ウ	特別支援教育室
139	認可保育所等の利用者負担額の軽減	失業や疾病等により世帯収入が著しく減少したとき、家屋等が火災、風水害、震災等の災害により損害を受けたときなど、認可保育所等の利用者負担額の支払いが困難と認められる場合に減免します。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	申請に基づき適正な処理を行ったため、A評価としました。 【実績】 減免適用児童数 3名(3世帯)、のべ6か月分【内訳】 収入の減少:2名、災害(水損):1名	有	世帯の経済状況の悪化により減免申請が増加しました。	申請に基づき適正に実施しました。	申請に基づく減免制度であるため、引き続き周知を図っていきます。	引き続き申請に基づいて適正に実施し続けることで、減免対象となる世帯の負担を軽減し、児童の健全な育成と児童福祉の増進を図っていきます。	ウ	保育課
140	食物アレルギー疾患生活管理指導表助成事業	認可保育所等に在籍する児童の保護者(市町村民税非課税・均等割額のみ(世帯)に対し、「保育所等における食物アレルギー疾患生活管理指導表」の取得に要する費用の全部又は一部を助成します。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	申請に基づき適正な処理を行ったため、A評価としました。 【実績】 助成適用人数:8人 助成額:16,160円	無	—	—	認可保育所等の在園児の約5%が食物アレルギーを保有することから、より事業の周知徹底を図る必要があります。	引き続き申請に基づいて適正に実施し続けることで、助成対象となる世帯の負担を軽減し、児童の健全な育成と児童福祉の増進を図っていきます。	ウ	保育課
141	学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)発行費援助事業	学校給食における食物アレルギー対応のための「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」発行費を就学援助制度の支給対象とし、援助を行う。(1文書につき3,300円(税込み)まで)	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」発行費援助について、小学校63件、中学校18件、合計81件の申請があり、扶助金を交付するなど、事業を実施できたためA評価としました。	無	—	—	小・中・中等教育学校の就学援助対象者に対し、制度の周知を図るとともに、「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」発行費の援助を適正に実施する必要があります。	引き続き、学校給食における食物アレルギー対応のための「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」発行費を就学援助制度の支給対象とし、援助を行います。	ウ	健康教育課
142	幼稚園就園奨励事業	幼稚園への就園を奨励するため、令和元年10月から始まった幼児・保育無償化事業等を通じて保護者の経済的負担を軽減します。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	世帯の経済状況にかかわらず、全ての子どもに質の高い幼児教育を受ける機会を保障することが本事業の目的であり、世帯の経済状況等に応じて各種助成金を適正に交付することができたため、A評価としました。	無	—	—	幼児教育・保育の無償化について保護者、幼稚園への更なる周知が必要となります。	幼児教育・保育の無償化を保護者が円滑に活用できるよう、各保護者や幼稚園にわかりやすく周知すると共に、幼稚園の事務負担の軽減を行います。	ウ	幼児政策課
143	一時保育利用料の軽減	公立保育所の一時保育を利用する児童の保護者(生活保護世帯・前年分の所得税非課税世帯かつ前年度市町村民税非課税世帯)に対し、一時保育利用料の全部を助成します。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	申請に基づき適正な処理を行ったため、A評価としました。 【実績】 減免適用人数:7人(延べ人数)	無	—	—	核家族化の進行等に伴い、定期利用の保育需要が高まっている中、一時保育事業についても継続した需要が見込まれます。今後の社会状況の変化や利用状況等の推移を注視し、本事業においても引き続き適正な処理及び周知の徹底を図る必要があります。	引き続き申請に基づいて適正に実施し続けることで、減免対象となる世帯の負担を軽減し、児童の健全な育成と児童福祉の増進を図っていきます。	ウ	保育課
144	放課後児童クラブ利用料の軽減	生活保護世帯及び、所得税非課税かつ市町村民税非課税世帯は指導料を免除し、所得税非課税かつ市町村民税課税世帯は指導料を軽減します。また、児童の属する世帯の収入が著しく減少したとき等の場合は、指導料を減免します。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	さいたま市放課後児童クラブ条例施行規則に基づき、生活保護世帯及び所得税非課税かつ市町村民税非課税世帯に対しては指導料の免除、所得税非課税かつ市町村民税課税世帯に対しては、指導料の軽減を行ったため、A評価としました。	無	—	—	入室している児童の属する世帯の収入が著しく減少したとき等に適用となる減免制度について、市民に認知されるよう周知をしていく必要があります。 そのため、指定管理者や支援課に対し減免制度について周知し、対象世帯に認識されるよう努めていきます。	引き続き適正な制度の運営、周知を行います。	ウ	青少年育成課
145	水道料金の減額制度	生活保護法による生活扶助を受給している方、児童扶養手当を受給している方及び市民税・県民税非課税世帯などに対して、水道料金を減額します。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	生活保護法による生活扶助を受給している方、児童扶養手当を受給している方及び市民税・県民税非課税世帯などに対して、申込みに基づき水道料金の減額を行ったため、A評価としました。	無	—	—	さまざまな媒体で広報活動を継続して行い、該当者に制度を周知します。	引き続き適正に減額制度を維持します。	ウ	営業課
146	下水道使用料の減額制度	下水道使用料について、生活保護法による生活扶助を受給している世帯は免除、また、市県民税非課税世帯及び児童扶養手当を受給している世帯は減額します。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	下水道使用料について、生活保護法による生活扶助受給世帯、市県民税非課税世帯及び児童扶養手当受給世帯を対象に減額制度を実施し、経済的負担を軽減したため、A評価としました。	無	—	—	さまざまな媒体で広報活動を継続して行い、該当者に制度を周知します。	事業の継続的な実施により、経済的負担を軽減します。	ウ	下水道総務課
147	生活保護事業	病氣や障害により働けなくなるなど、生活費や医療費に困っている世帯に対して、必要な生活保障を行い、自立できるように支援します。世帯の収入及び保護の基準に基づき、生活扶助、住宅扶助、教育扶助など、世帯の状況に応じた扶助を行います。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	各区福祉課において面談等を通じて世帯の状況を把握し、必要な保護を適正に実施し、生活の安定を図ったためA評価としました。	有	感染症拡大により世帯の状況の把握に必要な家庭訪問が行えない時期がありました。	対面で行う家庭訪問等の面談に代わり、電話など相手方と直接接しない方法で面談を行い、感染防止を図りながら、世帯の状況を把握するようにしました。	新型コロナウイルス感染症の状況に留意しながら世帯の状況を適切に把握し、生活保護制度等において新たな支援策が創設された際、必要な支援が行えるようにすることが必要です。	各区福祉課において、世帯の状況に応じて必要な保護を適切に実施し、継続して被保護者の生活の安定を図っていきます。	ウ	生活福祉課
148	生活困窮者自立支援事業(生活自立・仕事相談センター)	経済的な問題等で困窮されている方に、自立に向けた支援計画を立て、総合的な支援を行います。主に、離職等により、住居を失った、又は失うおそれのある方へ家賃相当額を支給する住居確保給付金の支給、すぐには就労が難しい方に対する就労に向けた準備の支援、家計の状況を整理し、相談者自身が家計管理できるようになるための家計改善支援などを組み合わせ支援します。※一部の事業には利用に際し、収入等の要件があります。	必要とする支援の相談窓口につながった割合(相談受付した者のうち、必要とする支援の相談窓口につながった相談者数÷相談者数)	%	39	31	B	40	生活自立・仕事相談センターにて相談を受け付けた相談者8,352件について、必要とする支援の相談窓口につながった相談者が2,564件であり、割合が31%となったため、B評価としました。	有	住居確保給付金の支給要件緩和により、住居確保給付金の申請を目的とした相談者が増大しました。	住居確保給付金の受給者に対しても、他に必要とする相談者が増大しています。	新型コロナウイルス感染症の影響で増大する生活困窮者が自立できるよう、必要な支援や相談窓口につなぐ必要があります。	各区に設置した生活自立・仕事相談センターにて、生活困窮者の自立に向けた支援を実施します。	ウ	生活福祉課
149	勤労者支援事業	市内在住の求職者・勤労者及び市内事業所に従事する勤労者に対して、労働に係る諸問題に関する講座を実施します。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	市内在住の求職者及び市内勤労者等への支援策として、「働く人の支援講座」の「基礎から学ぶ労務実務コース」及び「労務実務ステップアップコース」を開催したため、A評価としました。 ・働く人の支援講座 延べ受講者合計 238名	有	講座の開催期日が緊急事態宣言期間と重なったため、講座開催会場の利用制限がありました。	講座のカリキュラムを変更し、終了予定時間を繰り上げて実施しました。	勤労者の働き方や職場環境の改善のためには、勤労者が従事する企業全体の理解や意識改革が重要であり、そのためには、勤労者だけでなく、企業の労務担当者・管理職・経営者向けの講座を継続的に実施する必要があります。	これまで、受講対象者を勤労者向けと経営者・労務管理者向けの2つのコースに分けて講座を開催していましたが、今年度は、より効率的な運用を図るため、講座の内容を見直し、1つのコースに統合して開催します。	ウ	労働政策課

【様式2】 その他事業

R2年度評価基準 A:達成率90%以上 B:達成率70%以上90%未満 C:達成率70%未満  
R3年度以降の方向性 A=廃止 イ=縮小 ウ=継続 エ=拡大 オ=終了

事業番号	事業名	事業概要	指標	単位	実績			今年度目標	R2年度評価・事業実施内容・成果	新型コロナウイルス感染症拡大の影響等			課題及び解決策	R3年度の事業展開	R3年度以降の方向性	所管
					R2	R2達成値	R2年度別評価			R3	事業への影響の有無	影響の内容(有の場合)				
150	雇用対策推進事業(就職支援体制整備事業)	ワークステーションさいたまにおいて、国の職業相談・紹介と連携してキャリア・コンサルティングや内職相談などを実施するほか、子育て世代を中心に、求職者に向けた就業支援を実施します。	ワンストップ就職支援サービス利用者数	人	9,600	7,620	B	7,200	働く意欲を持つすべての市民の就業のために、埼玉労働局との協定に基づき、協働で運営する就労支援施設「ワークステーションさいたま」において、キャリアコンサルティングや内職相談、子育て世代を中心とした就業支援を実施した結果、延べ利用者数が7,620人となり、目標値に対して、達成値が約8割でおおむね達成したと思われるためB評価としました。	有	緊急事態宣言期間中はセミナーを中止し、それ以外の期間については定員等を削減して実施しました。	一部、オンラインを活用した個別相談やセミナー等を実施して対応しました。	コロナ禍においても、継続して必要な就労支援等を行える手法を検討する必要があります。引き続き、オンラインを活用した個別相談やセミナー等を実施して対応します。	コロナ禍前までは、雇用人材不足による求職者優位の「売り手市場」傾向が続いていましたが、現在、新型コロナウイルス感染症の終息の見通しがつかないことから、その影響により、逆に事業者側の求人が停滞することが予想されるため、さらなる就労支援事業を検討していきます。	ウ	労働政策課
151	母子緊急一時保護事業	緊急に保護を必要とする母子を母子生活支援施設に入所させ、当面の間、必要な保護を行います。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	緊急に保護を必要とする母子を迅速に受け入れる態勢を整え、継続的に事業を実施することを目標としており、令和2年度も引き続き事業を実施したため、A評価としました。	無	—	—	市内の母子生活支援施設が1か所であるため、夫等の暴力等から避難し保護が必要である母子を入所させた場合、所在が特定される恐れがあります。このため、母子の安全性を高めるために、設備の整備といったハード面だけでなく、入居者へ利用にあたっての生活ルールを理解してもらう等、ソフト面にも配慮して運営していく必要があります。また、本事業は、緊急一時的に保護する目的であるため、短い期間の中で母子の新たな居住場所を探す支援を行う必要があります。このため、区役所支援課や福祉課、また各相談機関と情報共有を行い、母子の生活の安定に向けた支援を行う必要があります。	引き続き、緊急に保護を必要とする母子を迅速に受け入れる態勢を整え、継続的に事業を実施します。	ウ	子ども家庭総合センター総務課
152	スクールソーシャルワーカー活用事業・スクールカウンセラー等活用事業	全ての市立小・中・高等・中等教育・特別支援学校にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置又は派遣します。複雑化・多様化する児童生徒の状況に対して、学校内教職員の連携だけでなく、関係機関との連携が非常に重要であります。適切な支援に向けたスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを対象とした研修を実施し、支援体制の充実を図ります。	研修の実施回数	回	3	5	A	3	スクールカウンセラーを全ての市立学校に配置、スクールソーシャルワーカーを全ての市立学校に配置・派遣し、学校の教育相談体制の充実を図りました。 また、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが各学校において、学校の教職員と連携して具体的な支援の手立てが考えられるように、研修等を実施しました。新規職員を対象とした研修会を除いて、合計5回の研修会を開催したため、A評価としました。 さらに、精神保健福祉士や、スクールカウンセラー・スーパーバイザーが学校を訪問し、学校に配置しているスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーに指導・助言を行いました。	有	感染症拡大防止のため、研修会等の実施方法を工夫しました。	複数会場にて分散して研修会等を開催し、研修及び情報共有を行いました。	いじめ・不登校、暴力行為、子どもの貧困、児童虐待、ヤングケアラーに対する支援等の課題や、学校だけでは解決が困難なケースに対し、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーと教員が連携した組織的な対応が求められています。	専門的知識を有するスクールソーシャルワーカー等の人材確保に努めるとともに、配置を工夫して、複雑化・多様化する子どもの状況への対応を強化します。また、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけた支援の充実を図るため、スクールソーシャルワーカー等を対象とした研修会等を計画的に実施していきます。	ウ	総合教育相談室
153	相談者の自立支援	DV・女性の悩み相談において、生活困窮などの家庭であった場合には、関係機関の情報提供を行い、自立支援を図ります。	事業の実施	—	実施	実施	A	実施	DV・女性の悩み相談について、相談者に関係機関の情報提供を適切に行えたため、A評価としました。また、関係機関との連携も会議等を通じ適切に実施しました。	有	・緊急事態宣言下での面接の縮小(緊急性の有無) ・関係機関連携会議の対面会議の中止	相談員の質の向上を図る必要があるため、適切な関係機関の情報収集、関係所管開催の研修への参加、及び外部講師による所属内研修を実施します。	今後とも相談者には適切な情報提供を行います。	ウ	人権政策・男女共同参画課	